

**湿地のツーリズムで
人と自然と地域の元気回復をめざす**

～ラムサール条約第 11 回締約国会議を前に～

ラムサール条約登録湿地関係市町村会議

第 3 回学習・交流事業の記録

2012 年 3 月

ラムサール条約登録湿地関係市町村会議

目次

1. プログラム	1
2. 開会行事	2
主催者挨拶 翁長雄志（ラムサール条約登録湿地関係市町村会議会長・那覇市長）	2
3. シンポジウム	4
1) コーディネーター発題 笹川孝一（法政大学教授）	4
2) 基調提案	8
①「ラムサール条約と生物多様性～締約国会議の歴史と第11回締約国会議のテーマ」名執芳博（日本国際湿地保全連合常務理事・元環境省野生生物課長）	8
②「ラムサール条約、ツーリズム、地域の活性化～片野鴨池、柴山潟、片山津温泉再生を中心に～」寺前秀一（加賀市長・元日本観光協会理事長）	13
3) 市町村の事例報告	19
①「釧路市におけるワイズユースとエコツーリズム～地域活性化と海外諸国との連携をふまえて～」菊地義勝（釧路国際ウェットランドセンター事務局長） ...	19
②「高島市における『びわ湖源流の郷たかしま戦略』と地域の活性化」西川喜代治（高島市長）	23
③「漫湖の利用の現状と今後の展望」中村和雄（漫湖自然環境保全連絡協議会会長）	27
4) コメント	33
①柴田泰邦（環境省那覇自然環境事務所統括自然保護企画官）	33
②堀内洋（環境省自然環境局野生生物課課長補佐）	34
5) 補足の発言	37
6) 会場からの発言と討論	40
辻井達一（日本国際湿地保全連合）、丸田雅博（大崎市産業政策課産業経済部長）、橋口堅（薩摩川内市環境課環境課長代理）、吉光優佳（九重町危機管理・町民安全課主事）、崎山用育（石垣市環境課課長）、糸嶺直生（座間味村産業振興課主任）、小林希之（新潟市環境政策課副主査）、山下春美（大津市公園緑地課主査）、深川修作（美祢市観光総務課主査）、山口勉（若狭町歴史文化課縄文環境室長）、米谷保彦（漫湖保全協議会）	
7) 締めくくりの発言	51

8) コーディネーターまとめ	54
4. 閉会行事	55
閉会挨拶 宜保晴毅（漫湖水鳥湿地センター管理運営協議会会長・豊見城市長）	55

1. プログラム

ラムサール条約 40 年記念シンポジウム

「湿地のツーリズムで人と自然と地域の元気回復をめざす ～ラムサール条約第 11 回締約国会議を前に～」

I. 日時：2011 年 10 月 17 日（月）14:00～17:00

II. 場所：那覇市牧志駅前ほしぞら公民館 3 階ホール

III. 主催等：

1. 主催：ラムサール条約登録湿地関係市町村会議
2. 共催：那覇市
3. 後援：豊見城市、沖縄県、環境省那覇自然環境事務所、日本国際湿地保全連合

IV. プログラム：

進行：宮平聖子（那覇市環境部環境保全課）

1. 開 会

2. 開会あいさつ 翁長雄志（ラムサール条約登録湿地関係市町村会議会長・那覇市長）

3. コーディネーター発題 笹川孝一（法政大学教授）

4. 基調提案

1) 「ラムサール条約と生物多様性～締約国会議の歴史と第 11 回締約国会議のテーマ」

名執芳博（日本国際湿地保全連合常務理事・元環境省野生生物課長）

2) 「ラムサール条約、ツーリズム、地域の活性化～片野鴨池、柴山瀉、片山津温泉再生を
中心に～」

寺前秀一（加賀市長・元日本観光協会理事長）

5. 事例報告

1) 「釧路市におけるワイズユースとエコツーリズム～地域活性化と海外諸国との連携を
ふまえて～」

菊地義勝（釧路国際ウェットランドセンター事務局長）

2) 「高島市における『びわ湖源流の郷たかしま戦略』と地域の活性化」

西川喜代治（高島市長）

3) 「漫湖の利用の現状と今後の展望」 中村和雄（漫湖自然環境保全連絡協議会会長）

6. コメント

柴田泰邦（環境省那覇自然環境事務所統括自然保護企画官）

堀内洋（環境省自然環境局野生生物課課長補佐）

7. 会場からの発言と討論

8. まとめの発言

9. 閉会あいさつ 宜保 晴毅（漫湖水鳥湿地センター管理運営協議会会長・豊見城市長）

2. 開会行事

宮平聖子（那覇市環境部環境保全課）

これより、ラムサール条約 40 周年記念シンポジウム「湿地のツーリズムで人と自然と地域の元気回復をめざす」を開催いたします。はじめに、主催者あいさつを、ラムサール条約登録湿地関係市町村会議会長、翁長雄志那覇市長より申し上げます。翁長市長、よろしく願いいたします。

主催者挨拶

ラムサール条約登録湿地関係市町村会議会長・那覇市長 翁長雄志

皆さん、こんにちは。ただいまご紹介をいただきました、関係市町村会議の会長を務めております那覇市長の翁長雄志です。今日は、湿地の保全とワイズユースにとってとても大切な課題である「湿地のツーリズムについて」、いろんな議論が交わされるシンポジウムが、この那覇市で開催できますことを、大変光栄に、また、嬉しく思っています。

市町村会議が開催する市民公開型のラムサール 40 周年記念イベント

1971 年にラムサール条約が採択され、今年 40 周年を迎えるわけですが、その記念シンポジウムを兼ねた「ラムサール条約湿地関係市町村会議主観者会議」に、全国よりお越しいただきました多くの皆様を、32 万市民を代表して心から歓迎をいたします。

我が国では 1980 年に釧路湿原が条約湿地として登録されて以来、順次、条約湿地が増えてまいりました。豊見城市と本市に所在する漫湖も 1999 年に登録されるなど、国内には現在 37 ヶ所の条約湿地があり、関係する 53 の市町村が地域レベルの活動を熱心に行っています。そしてその市町村の活動の交流、国や関係機関、多くの関係 NGO や専門家の方々との協力を促進することを目的といたしまして、ラムサール条約登録湿地関係市町村会議があります。本市は、今年度から 3 年間、会長市を務めることとなりましたが、期せずして 40 周年という節目の年に当たり、このように市民公開という形で記念のシンポジウムを開催できますことを、大変嬉しく光栄に思っております。

4 つのラムサール条約湿地がある沖縄県

ご承知のとおり、漫湖は沖縄本島の南部、国場川と饒波川（のはがわ）の河口部に位置する県内最大級の干潟です。市街地にあり、市民の憩いの場であるとともに、日本列島を北上、南下する水鳥にとって重要な中継地となっております。また、県内にはほかに、座間味村と渡嘉敷村に所在する慶良間諸島海域、石垣市・名蔵川河口域の名蔵アンパル、久米島町の久米島の溪流湿地が条約湿地となっており、合計 4 ヶ所の条約湿地があります。この 4 ヶ所という数は、北海道の 12 ヶ所に続く大きな数であり、その点で今後の県内の連携強化を含め、沖縄県の役割の大きさを痛感している次第です。

地域の活性化、エコツーリズムを含めたワイズユースの推進＝ラムサール条約

歴史を振り返ってみると、ラムサール条約にはその初めから湿地の保全とともに湿地の賢い利用つまりワイズユースという目標が設定されていました。そしてその両者がともに成り立つように、個々の条約湿地にそくした「保全と活用の計画の策定と実施」が締約国の責務として謳われていました。そしてその重点も、水鳥を中心としたものから、水と人間を含めた生物とのつながりを含む幅広いものへと変わってきました。

湿地のワイズユース、つまり賢い利用、あるいは持続可能な利用というコンセプトには、湿地の生態系との両立に留意した産業振興、エコツーリズムを含む地域の活性化が含まれていると解釈されます。

本市としましても、皆様と連携し、湿地の保全とともに、賢明な利用のさらなる推進を目指していく所存でありますので、この点での皆様のご支援を、今後ともよろしくお願いいたします。

聞くところによりますと、「湿地のツーリズムで自然と人々と地域の元気回復をめざす」というテーマは、来年ルーマニアで開かれるラムサール条約の第 11 回締約国会議のテーマになる予定とのこと。湿地のツーリズムつまり観光は、湿地の保全とワイズユースをつなぐ鍵の 1 つといえます。湿地の観光が成り立つということは、その湿地が、地元の人はもちろん、多くの人々に愛され、そこに足を運ぶ価値があると認識されることの結果です。しかし、そのツーリズムが、いわゆるオーバーユース、使いすぎになって、そもそもの湿地の生態系を損なうことがあってはなりません。生態系を損なえば、観光の価値もなくなり結果的には、地域の活性化も成り立たなくなるわけです。

そういう意味で、今回のテーマは、日本全国ひいては世界のラムサール条約湿地が直面する課題に焦点をあてたもので、まことに時宜にかなっているといえます。

このようなテーマで開催される本シンポジウムが、日本における条約湿地の展望を語り合う場となることを祈念いたしまして、私のあいさつとさせていただきます。

平成 23 年 10 月 17 日、ラムサール条約登録湿地関係市町村会議会長、那覇市長、翁長雄志、よろしく願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

官平：翁長市長、ありがとうございました。続きまして、本日のコーディネーターをご紹介いたします。笹川先生、ご登壇ください。本日のコーディネーターは笹川孝一先生です。先生は東京都ご出身で、現在は法政大学教授、日本湿地学会理事など多くの役職をお務めになられています。人と地球、湿地とのかかわりのキャリアデザインを提唱されていて、20 代から農村を含む日本やアジアの地域づくりと生涯学習・キャリアデザインについて研究を重ねられています。ここ数年、ラムサール条約登録湿地関係市町村を訪ねられて、湿地にかかわる地域の営みや歴史を学ばれており、それを通して感じられた多様な生命を生かした地域の産業や暮らし、地域づくりの大切さを全国的に情報発信し、啓発活動に取り組まれています。『文化と湿地』『湿地の文化と技術インベントリー』など多数の著書や翻訳書があります。本日は、「皆さんの率直なディスカッションの案内役になればと念じています」とのお言葉をいただいています。

それでは笹川先生、よろしく願いいたします。

3. シンポジウム

1) コーディネーター発題

法政大学教授 笹川孝一

保全、ワイズユース、学習・交流がラムサール条約の3つの柱

～地域を人々の誇りにする、活用方法を工夫する、見る目を鍛える～

皆さんこんにちは。笹川と申します。コーディネーターを引き受けましたので、この会の目的について、簡単にお話したいと思います。

今、市町村会議の会長さんである翁長那覇市長からもお話がありましたように、ラムサール条約には、湿地の保全・再生、湿地のワイズユースという2つの目的があります。そしてこの2つの目的を支えるために、交流・教育・参加・啓発といういわゆる CEPA (Communication, Education, Participation and Awareness) の活動があります。このシンポジウム、市町村会議の学習・交流事業も含めて、多様な交流を進めたり、調査をしたり、次世代育成の教育をしたり、住民参加を促進したりということです。そして、環境省のホームページにもあるようにこれが、ラムサール条約の3つの柱です。

3つの柱を複合的に実施している実際の取り組み

この3つをともに実行することはそう簡単ではないように見えます。しかし、実際には多くのところで、この3つを複合的に行っています。例えば、保全だけに絞って活動していると、多くの人たちの参加が得にくくてゴミを捨てる人が増えたりして、保全自体が難しくなる、そういうケースが少なからずあります。反対に、その湿地でとれたものについて、郷土料理をベースにしたレシピをつくって、子どもたちに教えながら料理も一緒にやる。魚を捕まえたり蓮根を掘ったり、そういうことを一緒にやる。すると、子どもたちも含めて地域の人たちは、その条約湿地を大切にします。ゴミを捨てる人はもちろん無くなる。進んで清掃活動をしたり、共同の保全活動に積極的に参加したりするようになる。そして、みんなでワークショップを開いたりして、市町村との共同の取り組みが広がる。そういう例も、たくさんあります。

そういうところでは、条約湿地が地域の人々の誇りになっている。自分たちが参加して、守って、使っている。だからこそ、他所の地域の人たちにも知ってほしい。いろんな活用方法を工夫して、保全や再生の活動と組み合わせて取り組んでいる。そして、交流や学習・研究活動によって、見る目を鍛え、地域の計画の中にラムサール条約湿地を入れこんでいる。その結果として、多くの人たちによって保全されている。

この、那覇市と豊見城市とにまたがって存在している漫湖はかつて、地元の人の魚や貝などの食料を得る場だったといわれています。また、沖縄のハーリー発祥の地だったということです。清朝からの使節が「漫漫と水を湛える美しい湖」と称賛したことが「漫湖」という言葉の起源だともいわれています。そういうふうに、歴史的にみて、地域の人々にとって、あるいは琉球王朝という国家にとっても大事なところだった。

現在の人々にとっても、貴重な鳥にえさ場を提供し、その鳥を見て人々が楽しむ、あるいは癒される。那覇市側の漫湖公園で散策やジョギングを楽しむ人々、豊見城城跡を散策する人々に、広々とした景観を提供している。地域の人々による「国場川水あしび」という清掃と遊びの場を提供している。そういう中に、「子ども環境会議」や「カヌーのルールづくりワークショップ」などの意識化の場もある。そんなふうになっているのではないだろうか。

地域の論理と生態系の論理をかみ合わせる

ところで、この会議は、ラムサール条約湿地関係市町村会議の学習・交流会ですが、先ほど言った保全・再生、ワイズユース、交流・教育・参加・気づきという3つの要素の複合的な取り組みが実際に進むのは、「地域」という現場です。ですから、水や動植物の論理に即すると同時に、「地域」というものの論理にも則して、条約湿地関連の取り組みが行われることが大切だと、考えられます。

この2つの論理は、すんなりと調和することもあるし、ときどきは、簡単には調和しないこともあります。少なくないところで、田んぼや淡水魚の養殖にかかわって、いわゆる鳥の食害が起きています。ラムサール条約第3条には「保全と活用にかんする計画を策定し実施する」ことが締約国の仕事であるという趣旨のことが述べられていますが、国とともに各市町村や国の努力によって、一部には「食害補償条例」なども含みつつ、様々な名称の“保全活用計画”が作られて実行されています。そこでは、多様な地域の湿地それ自体、またそこに依存して生育・生息する植物や動物の論理と、これまたその湿地に依存して生活する地域の人々の論理とが、うまくかみ合うように、工夫されています。

しかし残念なことに、一部では人を除く動植物の論理とヒトという生物の論理が、「地域」という舞台の上で、まだ利害調整できていない場合もあり、深刻な住民対立が起きている場合もあります。

地域における住民の「福祉の増進」を総合的かつ効率的に行うことが、地方自治体の使命だと地方自治法には書いてあります。市町村の立場としては、この地方自治法の趣旨と、「SATOYAMA イニシアチブ」を提唱する生物多様性国家戦略の趣旨とをかみ合わせながら、ラムサール条約湿地をそのモデルケースとしていく、ことが大事なのではないのでしょうか。

国の機関・NGO・専門家との協力関係が重要

そのさいに、後ほどご紹介するように、本日も環境省の那覇事務所や本省から多くの方に来ていただいています。地方自治体と国の機関との協力関係が欠かせません。日本の風土の中には、ともすると国の方が上で地方自治体は下のような雰囲気、まだ一部に残っていますが、地方自治体と国との対等なパートナーシップを組んで協力していくことが大切と思われます。状況と必要に応じて、国がリードしたり、地方自治体がリードしたりして、湿地の保全・再生、ワイズユース、交流・教育・参加・啓発事業に取り組んでいき、地域や国の人々の力量が形成されていく。それをNGOや専門家が支えていく。そういう、ことがすでに大いに進んでいるわけですが、それをさらに進めていくことが大事だと思います。

世界的に誇れる自治体の連合体～ラムサール条約登録湿地関係市町村会議

聞くとところによれば、ラムサール条約湿地に関して、このような市町村会議、自治体の連合がある例は、世界的にあまりないそうです。今、その地方自治体と、国家、NGO・専門家のトライアングルが日本の中で培われている。こういう素晴らしい取り組みが、ほかのアジア諸国や世界各国をリードする、あるいは条約事務局や国際 NGO をリードするようになりつつある、そのように私は感じています。この点は、市町村会議として、大いに誇り、自信を持って進んで行ってよいのではないのでしょうか。

加賀市、高島市、そして那覇市～3回目を迎える学習・交流事業～

そして、市町村会議の取り組みの1つの軸となっているものが、この「学習・交流事業」です。今回は第3回ですが、第1回は、農業に焦点を当てたいということで、去年の1月に加賀市で行われました。「湿地を耕し、湿地を楽しむ」というテーマでした。第2回は、去年の8月に高島市で開かれました。「湿地のワイズユースと地域の活性化」というテーマでした。ラムサール条約は、「地域」にとってどういうプラスがあるのかということをしつかりと踏まえながら、同時に湿地の保全・再生を追求していきましょう、という趣旨でした。第1回、第2回ともに、報告書にまとめられており、市町村会議のホームページに PDF 版が出ていますので、ぜひご覧いただければと思います。

2012年に開催されるラムサール COP11のテーマに合わせた第3回

今回は第3回ですが、「湿地のツーリズムで人と自然と地域の元気回復」がテーマです。昨年から来年にかけて、ラムサール条約は大きな節目になっています。昨年は釧路湿原の登録30周年。今年はラムサール条約40周年。来年はルーマニアでラムサール条約第11回締約国会議が開かれます。そして、先ほど翁長会長が述べられたように、そのテーマとして「Wetlands, Tourism and Recreation」が予定されています。

「湿地」と「ツーリズム」と「元気回復」、この3つがキー・ワードです。その意味はどのようなことでしょうか？「湿地」という舞台において、「ツーリズム」あるいは「観光」ということを媒介にして、自然も人も地域も、この3つがともに元気を回復していく、その生命を再生し充実させていく、そういうことではないのでしょうか？そこで、今回のテーマを「湿地のツーリズムで自然と人々と地域の元気回復」とした次第です。

こういう点で、釧路湿原が登録されてからの30年間に、日本のラムサール条約湿地では、どんな取り組みをやってきたのかを、現場に即して具体的に振り返ってみよう、ということが、今日のねらいの1つです。そして、将来に向けて、どんな課題があってどんなチャレンジをしているのか、現状を出し合ってみよう、というのが2番目です。そして3番目に、課題を解決するためのチャレンジの前進のために、市町村と、県や国の機関、NGO や専門家、この3者のパートナーシップをどのように前進させていったらいいか、そういうことを考えてみたい、ということです。

基調提案、事例報告、コメント、ディスカッション～今日の進め方～

この3つのねらいに基づいて、次のような報告、コメント、ディスカッションを準備しています。

まず、2つの基調提案をお願いしてあります。

1つは、この分野の行政に長くかかわってこられた名執芳博さんから、「ラムサール条約と生物多様性」というテーマで、締約国会議の歴史の中での第11回締約国会議のテーマの意味をお話しいたします。

2つめは、「ラムサール条約、ツーリズム、地域の活性化」というテーマで、加賀市長でもあり観光学の専門家でもある寺前さんより、観光学という立場からお話しいたします。同時に片野鴨池がある加賀市の市長として、それをどのように具体化していこうと考えられているのかについてのお話も伺います。

次に、事例報告3つお願いしています。

1つは釧路市の事例、2番目に滋賀県高島市の事例、3番目に地元、豊見城と那覇にまたがって存在している漫湖の事例です。それぞれ菊地さん、西川さん、中村さんからお話をいただきます。

その後で、那覇の環境省事務所の次長さんである柴田さんと、環境省野生生物課の課長補佐の堀内さんから、コメントをいただきます。

そして、パネリストとコメンテーターとの間でやり取りをした後に、全体でディスカッションをします。最後にそれぞれの方からまとめの発言をしていただいて終了としたいと考えていますので、どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

では、さっそく、環境省野生生物課の元課長さんで、今は日本国際湿地保全連合常務理事である、名執芳博さんによる基調提案に入りたいと思います。名執さん、よろしくお願いいたします。

2) 基調提案

①基調提案 1

「ラムサール条約と生物多様性

～締約国会議の歴史と第 11 回締約国会議のテーマ」

日本国際湿地保全連合常務理事・元環境省野生生物課長 名執芳博

皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました名執と申します。本日は、このシンポジウムの基調提案をさせていただけることを、非常に光栄に思っております。さっそく「ラムサール条約と生物多様性」ということで、これまでのラムサール条約の締約国会議の歴史と、来年予定されている第 11 回締約国会議のテーマについてご説明いたします。ちょっとこの会場に来られている方がどんな方なのかよく分からないのですが、おそらくラムサール条約という名前は、聞かれたことがある方も多いかと思えます。また一方で、ラムサール条約がどんな条約なのかということをおそらくあまりよく御存じでない方もいらっしゃると思いますので、簡単に、まずラムサール条約の紹介をしたいと思います。

1971 年に採択された、湿地の保全とワイズユースを進める条約

正式名称を「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といい、ちょうど 40 年前の 1971 年、イランのラムサールというカスピ海沿いの街で採択されたため、通称ラムサール条約と呼んでいます。2 月 2 日に採択されましたので、この 2 月 2 日を世界湿地の日として、毎年 2 月 2 日には世界各地で湿地に関するイベントが行われています。

1975 年に発効して、日本は 1980 年に入りました。私が今、理事をしている日本国際湿地保全連合の前身の国際水禽湿地調査局日本委員会の働きかけによるところが大きかったと聞いております。この後、事例報告がある釧路湿原を日本第 1 号の条約湿地として登録しました。

この条約の目的は、重要な湿地、それからそこに生息している動植物の保全ばかりではなく、賢明な利用、条約ではワイズユースという言葉を使っていますが、利用という側面が入っていることが注目に値すると思います。採択された 1971 年というのは、環境に関する条約でも非常に早かったのですが、目的の中に利用という側面が盛り込まれているということでも先駆的な条約であると思われれます。それぞれの国で国際的に重要な湿地を登録する、これをラムサール条約湿地と言っています。現在、加盟国は 160 カ国という非常に大きな条約で、条約湿地は 1,952 ヶ所です。

およそ水に関係する土地をすべてカバーする多様な湿地に関する条約

このラムサール条約でいう湿地は、天然であろうと人工的につくったものでであろうと構わない。あるいは永続的なところだけではなく、一時的で乾期には乾いているけれども雨期になると水がたまるような場所も含まれるし、淡水ばかりではなく塩水、汽水であるこ

とを問わないということ。例えば、いわゆる湿地といって思い浮かぶ湿原、泥炭地ばかりでなく、湖沼、河川も含まれるし、人がつくったダム湖、水田、それから地表ばかりではなくて地下水系を含んだり、沿岸の藻場、干潟、マングローブ林、それから水深6メートルより浅い海域、あるいはサンゴ礁なども含んだりという、およそ水に関係する土地はすべてこの条約でカバーすべきものという、非常に意欲的な条約です。

湿地の重要性とラムサール条約を日本に浸透させる

～市民の力によって支えられた釧路市でのラムサール条約 COP5～

私にとって、このラムサール条約とのかかわりがこれまで2度ございました。1つは1993年にラムサール条約の第5回締約国会議が北海道の釧路市、釧路湿原のあるところですが、そこで行われたときに環境省の同会議準備室長としてかかわりました。この会議は、それまで湿地というと何か役に立たないところというような認識があって、あまり見向きもされなかった。また、湿地が持っている生物多様性の重要性もなかなか認識されていなかった。また、「ラムサール条約」という名前は、今ではかなり御存じの方が多いのですが、その当時はラムサール条約という名前も知られていない状態でした。そこで、この湿地の重要性とラムサール条約を日本に浸透させていきたいと、考えました。また、当時、日本のラムサール条約湿地はまだ4ヶ所でしたけれども、これを何とか増やしたいということで、釧路会議に向けて、霧多布湿原、厚岸湖・別寒辺牛湿原、谷津干潟、これから寺前市長が話をされる片野鴨池、高島市のお話にあります琵琶湖、この5ヶ所を新たに登録しました。そして当時、アジア地域のラムサール条約の加盟国が7カ国しかなかったのですが、これを何とか増やしていきたい。そういう目的で釧路会議を開催いたしました。

スライドの写真は、ラムサール条約の釧路会議の様子です。真ん中に写っている背の高い人が当時のラムサール条約事務局長のダニエル・ネイビットさんです。この会議には、釧路市の市民の方がいろんな形でボランティアとしてかかわっていただきました。売店でいろいろな地域の物品を売ったり、会議に参加している外国人を釧路湿原に連れて行って、自然観察の通訳ガイドをしたり、というようなこと。あるいは毎日会議の開催前に各国の国旗掲揚をするなどで、お話を聞いたところでは、延べ6千人から9千人の市民にボランティアとしてかかわっていただきました。

水鳥の条約から生物多様性と人間生活の維持のための条約へ

～コスタリカでの COP7 における条約の転機～

私のラムサール条約との2度目のかかわりは、私がちょうどラムサール条約の環境省の担当課長である野生生物課長をしていた時で、2005年11月にはウガンダで第9回の締約国会議がありました。

この時期は、ラムサール条約が大きな転機を迎えたときでした。その転機は、1999年にコスタリカで開催された第7回締約国会議で、条約に登録する湿地は、生物多様性の保全と人間生活の維持に重要な湿地とすることが決定されたことで始まりました。それまでは、条約の名称に「特に水鳥の生息地として」が入っていたこともあり、どちらかという水鳥の生息地として重要な湿地に焦点が当たっていました。しかしながら、先ほど申し上げたとおり、ラムサール条約は非常に多様な湿地を対象としています。ですから、

広く生態系として重要な湿地、また人間の生活の維持に重要な湿地へと重点が移ってきた時期に当たります。

20ヶ所の条約湿地を登録した、ウガンダで開催のラムサール COP9

私が野生生物課長になったときは、ラムサール条約湿地、世界の条約湿地を 2005 年までに少なくとも 2 倍、倍増しようという目標が掲げられていたときでした。日本でも、第 9 回締約国会議までに合計 22 ヶ所以上を条約湿地にするという目標が既に設定されておりました。

私が登録するに当たって考えた方針としては、1 つは、日本でも水鳥のために重要な湿地が中心だったのですが、いろんな形の生態系の湿地を登録していこうということ。それから地域バランスです。スライドが、2005 年の前までにラムサール条約に登録された湿地ですが、西日本、南日本はここ漫湖しかなくて、後はほとんど中部から東、北日本に偏っていました。これを何とか、日本全国バランスよく登録することを、もう 1 つの目標として掲げました。COP9、第 9 回締約国会議で新たに登録した日本の 20 ヶ所の湿地は、これから幾つかお見せするように、多様な湿地でした。

これは北海道の阿寒湖。湖はその前に琵琶湖が登録されていましたが、この阿寒湖についてはマリモという希少植物に着目して登録しました。これは宮城県の蕪栗沼・周辺水田です。それまで水田を条約湿地の中に取り込むということがありませんで、これが最初の事例になっています。それから福井県の三方五湖、これは固有の魚類に着目して登録したところです。次は和歌山県の串本沿岸海域です。普通サンゴ礁域というのは、南緯北緯 30 度より低いというか赤道側にしかないのですが、ここの串本は非サンゴ礁域のサンゴ群落という理由で登録しております。また、先ほど申しあげました地下水系ということで、山口県の秋吉台を登録しています。それから、それまで湿原は、高層湿原と低層湿原が登録されていましたが、中間湿原ということで、大分県のくじゅう坊ガツル・タデ原湿原を登録しています。それから鹿児島県の藺牟田池です。ベッコウトンボという希少な昆虫の生息地ということで登録しました。また同じ鹿児島県の、屋久島永田浜は、アカウミガメの北太平洋で一番大きい産卵地ということで砂浜を登録しました。こちら沖縄県にきて慶良間諸島、これはサンゴ礁ということ、さらに石垣島の名蔵アンパルのマングローブ林というように、さまざまなタイプの湿地を新たに登録することができました。それからもう 1 つ、この沖縄県、これは私が野生生物課長をした後に登録されたものですが、久米島の溪流・湿地も、とてもユニークな湿地だと思っております。

釧路会議が市町村会議のスタート

以上、ラムサール条約の経緯とどんな湿地を対象にしているのかを簡単にご説明してきましたが、このシンポジウムの主催者であるラムサール条約登録湿地関係市町村会議は、1989 年に釧路市で最初の会議を開いています。主な目的は、「釧路会議を盛り上げる」「関係市町村間で意見・情報交換をしていく」「さらに湿地を拡大していくことへの支援」「関係市町村の関係事業への協力」となっています。

20 ヶ所が 2005 年に新たに登録され、関係市町村が増えたことで、より効率的な情報交換、協力がされているのではないかと期待しているところです。

ワイズユースに関する情報交換を地域活性化へ結びつける CEPA の役割

～市町村会議への期待～

保全・再生、それから活用・ワイズユースが大きな柱になっておりますが、とくにワイズユースに関する情報交換をするなどして、地域の活性化に結びつけていただくことなどを期待しているものです。

これは、先ほど笹川さんから説明がありましたように、ラムサール条約の目的としては、湿地の保全・再生、それから賢明な利用ということですが、それを支えるものとして、CEPA があります。英語では「Communication, Education, Participation and Awareness」で、日本語にはなかなか訳しづらいのですけれども、「コミュニケーション、教育、参加、認識」という感じでしょうか。

実は昨年、愛知県の名古屋市において、生物多様性条約の第 10 回締約国会議が開催されました。この生物多様性条約は、ラムサール条約と同じように、保全や持続可能な利用に加えて、「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ公平な配分」が目的となっております。この生物多様性条約においても、CEPA についての取り組みがあります。生物多様性条約の第 13 条で、「教育および啓発」ということで、生物多様性の保全の重要性の理解を普及し、こうしたことを教育事業の中に導入していく、という条約の規定となっております。ただ、生物多様性条約では、当初はやはり保全と利用の取り組みが大変で、なかなかこの教育、啓発というところまで手が回りませんでした。第 4 回の締約国会議、1998 年に初めて、この条項をどのように実施に移していくかという議論が行われました。

2002 年の第 6 回締約国会議では、CEPA についての決議が、コミュニケーション、教育、普及啓発に対しての作業計画ということで、採択されています。ラムサールにとってもいろいろと参考になるのではないかと思いますので、その計画の内容を 3 つほど紹介してみますと、「誰にでも分かるような言葉で伝えていく」、「教育システムの中に生物多様性を統合していく」、「生物多様性の重要性を普及啓発していく」ということが書かれています。

「より強力な経済、持続可能な生活、健康な人々と健全な生態系」

～湿地とツーリズムとの関係についての条約事務局の提起～

来年の 6 月に第 11 回締約国会議がルーマニアのブカレストで開催されます。これは先ほど紹介がありましたとおり、テーマとして「Wetland, Tourism and Recreation」が掲げられています。これは、このシンポジウムのテーマになっている「湿地のツーリズムで自然と人々と地域の元気回復をめざす」というようなことを目指しているのではないかと思います。

念のため、ラムサール条約の事務局のホームページを見たところ、第 11 回締約国会議については詳しく述べられていなかったものの、ちょうど来年 2 月 2 日の「世界湿地の日」のテーマである「湿地とツーリズム」について、こんなことが書いてあります。

「湿地のツーリズムは、人々と野生生物に対し、地方レベル、ローカルなレベルでも国レベルでもメリットがある。より強力な経済、持続可能な生活、健康な人々と健全な生態系というようなメリットがある。世界のラムサール条約湿地の少なくとも 35% で何らかのツーリズム活動が行われており、この割合は世界各地域で同様である」。それから、「もち

ろんラムサール条約湿地ばかりではなく、すべての湿地でツーリズムを考慮することが重要である」。

「湿地のツーリズムは湿地の生態系サービスの1つ」

それから、「このツーリズムは、湿地が提供してくれるたくさんの生態系サービスの1つであり、湿地の周辺で管理されたツーリズムを行うことで、湿地の価値を観光客に教育することによって、湿地が人々、野生生物、経済や生物多様性に対して提供してくれる、健全で長期的な便益に貢献する」ということで、「ラムサール条約では、これまでこうした側面にはあまり焦点を当ててこなかった」、ということが書いてあります。

ここで「生態系サービス」という言葉が出てきておりましたが、これは2001年から2005年まで世界の1,300人ぐらいの科学者を集めて、地球の生態系の評価をしたミレニアム生態系評価の中で使われている言葉です。生態系から人々が得る恵みを、例えば食料や水を提供してくれる供給サービス、気候調整のような調整的サービス、文化的サービス、それから基盤的サービスという4つに分けて評価したのが始まりです。

それぞれの地域の郷土色を生かす

～「湿地の文化的サービス」をそれぞれの地域の観光に生かす～

とくに、この中でも文化的サービスは、来年のラムサール条約のテーマに最も近いところだと思います。例えば、きれいな風景を見て心を和ませるとか、あるいはそれぞれの地域の風土を醸成するとか、あるいは教育の場として使うとか、レクリエーション、観光・ツーリズムの場として使う、そして、湿地が存するそれぞれの地域でいろんな郷土色、食文化が育まれておりますけれども、こういうものを使ってレクリエーション、観光・ツーリズムというものに生かしていくということを、来年のラムサール条約締約国会議では狙っていくのではないかと考えられます。

観光を地域の活性化につなげ、人々に湿地の重要性を認識してもらう

～日本の条約湿地でも積極的に取り組まれている観光・レクリエーション～

先ほど、世界の条約湿地で35%が観光にかかわって活動をしていると申し上げましたが、日本に今ある37ヶ所のラムサール条約湿地は、いずれもこの観光・レクリエーションと深いかわりがあるところだと認識しております。これを生かして、どのように地域の活性化につなげていくかについては、観光がご専門の寺前市長のお話に譲りたいと思います。いずれにしても、来年のラムサール条約の締約会議は、このような湿地が提供してくれている文化的サービスを活用することによって地域の活性化につなげていくこと、そして、湿地にツーリズムの目的で訪れた観光客、あるいは教育、学習の目的で訪れた人たちに、湿地の重要性を改めて認識してもらうことにより、湿地が我々に提供してくれるいろいろな恵みを、将来世代まで持続的に活用できるようにすることを、狙っているのではと思っております。

以上で私の基調提案といたします。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

笹川：名執さん、大変ありがとうございました。今までのラムサール条約の流れをたどった上で、来年の第 11 回締約国会議のテーマを説明いただき、最後に生態系サービスの中で、とくに文化的サービスがツーリズムと関係があるという重要な示唆をいただきました。

次に、加賀市長の寺前秀一さんをお願いします。今回、基調提案という形をお願いしたのは、寺前さんが、加賀市長であるとともに観光学の専門家であるからです。その2つの立場から、ラムサール条約にとってのツーリズムをどのように考えたらよいか、提案をいただき、同時に、市長として加賀市における湿地のツーリズムの方向性も話していただきたく思います。では、よろしくお願ひいたします。

②基調提案 2

「ラムサール条約、ツーリズム、地域の活性化

～片野鴨池、柴山瀉、片山津温泉再生を中心に～

加賀市長・元日本観光協会理事長 寺前秀一

加賀市の寺前でございます。2つの役割がありまして、観光専門家と言われると恥ずかしいのですが、一応、観光学を勉強しておりましたので、観光がどういうものを一般論として前半にご説明します。それから、今は加賀市の市長ですので、加賀市の観光をいかにワイズユースとして使っているか、あるいはワイズユースに見せかけて、とにかく地域を活性化するということの施策の一端をご披露したいと思います。

「観光は財布のヒモが緩む」～観光と他のものとの違い～

まず、「観光」という言葉をなぜ議論するか、です。これは、別に観光でなくて教育でも一緒です。何のために提供するのかを考えたとき、教育でしたら、教育と教育以外の何が違うのか、というふうに物事は考えるだろうと思います。同じように、観光と観光以外のものでは、何が違うかを考えることになります。そうしますと、何のために分けて考えるのか。よく議論されると、「わしの言う議論は、観光はこういう意味で、お前の言う観光はこうだ」と後で、後講釈的によく説明をして、議論がかみ合わなくて、しかし、けんかしないまま終わるようなことがよくあるのですが、それでは学問の発展にはならないわけですし、きちっと整理をしなければいけない。ほかのものとは違うのには、どういう原理が働いているのか、たとえば、科学技術やご商売であればマーケットが違います。

一般的に、「観光は財布のヒモが緩む」といいます。学校の帰りにテニスをするのは観光ではなく、しかし部活で信州の合宿に行く場合は観光的であるのは、財布のヒモが緩むからです。そこには違う原理があるのだろうと説明をする方が多いです。

もう少し丁寧に言いますと、私は大学の専門は法律ということでしたが、法律は何のためにあるかという「正義の実現」のためだと、最初に習いました。経済学部の方も多いと思いますが、現在の場合は、「資源の最適な配分、分配」であるとまず習うわけです。宗教は何かという「魂の救済」であり、学問は「真理の追究」だと。

「日常生活圏を離れて非日常的な体験をする」

そんななかで、「観光学とは一体何だろうか」と、私自身はいつも考えていて、マスコミに相通ずるものがあるなどと思っています。つまり、マスコミでは刺激や興味ということがメディアになります。その意味で、観光もほかと違うことを追究するわけですので、極めてマスコミに相通ずるところがあります。「何とかツーリズム」というのがやたらと多いのですが、これはマスコミと一緒に、対象となるものが全部前に出て、「〇〇ツーリズム」になる。不思議なところで言えば、「エコツーリズム」というのも、「エコ〇〇」というように、とにかく「エコ」と付ければさまざまなことが成り立つ。グリーンと言えばグリーンツーリズム、河川ツーリズムでも成り立ちますし、道路ツーリズムでも成り立つ。ありとあらゆるものがツーリズムの対象になるわけです。

観光は、一応、観光学会などの最大公約数的な解釈によれば、「日常生活圏を離れて非日常的な体験をする」と定義されています。ツーリズムはツアーであるから、日常生活圏を離れてもいずれ日常生活圏に戻ってくるものです。しかも、人の移動が加わる。

ですから、自宅でゲームをしているのは決して観光とは言わないし、ツーリズムとは言わない、と認識しております。

移動の対象となる「観光資源」

そうしますと、その移動の対象となる観光資源とは何かということが問題になる。これは頭の中のことでですから、客観的な説明は極めて困難です。

遊覧飛行で上から長崎県の島を眺めている場合と、調査で上から眺めている場合では、調査をしているときは仕事でありツーリズムではないのですが、観光で上から見るとツーリズムになるわけです。しかし、仕事だと言って上から飛んでいる場合も大いにあるから、頭の中のことであります。

よく、議員さんが視察に行き、外形的には遊びに行ったのではないかと言われたりする。この場合、議員は仕事で行ったつもりでいますし、周りの人は遊びに行ったと捉えていて、時々そこに認識の違いが生じる。それも、同じような理由からです。そうすると、科学的な分析ができない。だから、学問の対象としてこうしたことを研究するのは無理ではないかということにもなる。そうすると、外形的な人の移動行為を見て観光か否かを判断しなければいけないということになるわけです。結局、それはトートロジーになってしまい難しいだろうというので、私自身は「人流」という言葉を提唱しております。つまり、観光と非観光は区別ができない。しかも権力行為である政策においては、極めて接近している、というのが私の一番のテーマです。

権力行為、税金を使って行う行為

～「政策」と政策以外のものとの区別するもの～

それがここに書いてあるわけですが、観光の先生が、よくこれからの観光政策はと講演されます。私などは、それを聞いていますと、ほとんど理解不可能な説明が多いです。

その原因は、政策が何であるかということの説明がないためです。それは観光に限らず、産業政策について、ある有名な学者の「そんなものは説明ができない。あえて言えば、経済産業省がやっている政策を産業政策と言うのだろう」という極めて冷めた説明がありま

したが、これは、多分、産業という言葉が説明できないからです。

政策は、それと政策以外のものと区別するのは「権力行為」である、税金を使って行う行為であるということです。この点が薄まると、意見が政策ということにもなる。税金を使わない、権力行為を伴わない、呼び掛けのようなものも政策と呼ばれたりする。こういうものには権威を使う場合があります。しかし、政策としては極めて薄いものでありまして、「政策」と呼ぶのがふさわしいのかな、と私は思っています。権力行為で一番強いのは、身柄を拘束するか、あるいは税金を取るかです。古典的な権力行為です。

観光についての課税の変遷

観光に関しては、この権力的な税金を取る行為は、長く消費税が導入されるまで続いていました。つまり、観光は贅沢であるという理由から、交通、人が移動することにも課税をされましたし、物見遊山であるという理由から入場税等もかけられました。それから遊興飲食税というものもかけられました。これをかけたのは昭和何年か、ちょっと手元に資料を持っていませんが、昭和16年の日米開戦以前です。戦前であっても租税公平主義で、国会は大変強い力を持っていたから、税金をかけるのは内閣がつぶれることにつながりました。しかし、特殊な事態なので特殊事例に対応して、今お話したように観光行為は課税しても良い、という理解が国民の間に広まった。今で言うと、東日本大震災の復興のために、たばこに税金をかけるという意見が出ていました。何となくたばこに税金をかけたら納得されるような雰囲気、これと同じことが、当時は観光に課税をするということにあったわけです。これが1989年の消費税導入まで続くことになります。

現在、かすかに残っているのがゴルフ場利用税。このゴルフ場利用税は、市町村にとって大変貴重な財源の1つです。しかし、それが唯一残っている程度で、あとは全部、観光行動は非観光行動と区別をしないで、全部消費税で取るようになったわけです。

沖縄は権力行為としての観光行動に関する条例を持っているそうです。空港で客引きをした場合に条例違反で罰則があるはずですが、これは、一種の観光行為にまつわる権力的な政策を取っていることになります。沖縄の観光のイメージを損なわないために、客引き等は沖縄の観光のイメージを傷付けるからやってはいけない、という特別な政策です。お金を取る、人の行為を規制するというのが政策の基本だと理解し、したがって、その差がだんだん薄くなってきているというふうにご理解いただきたい。

他と違うという意味で、観光には規制をかいくぐる面がある

それからもう1つ、観光というものには、ほかと違うという意味では規制をかいくぐる面があります。それは価値観が違えば構わないわけですし、宗教に通じる方は、法律違反などは天に恥ずることもないわけです。最初にご説明したように、法律は正義の実現で、宗教は愛だと、こういうふうな定義が可能なわけです。規制をかいくぐるから個性が発揮できるというのは、非常に分かりやすい例で言えば風俗がそうです。国によってはその規制が全部違いますから、合法的にできる場合もあります。

暴力もそうです。私が沖縄に最初にまいりましたのは、うろ覚えですが40年ぐらい前でしょうか。そのときヘビとマングースショーというものがあって、見に行った記憶があります。今か今かと流れている時間を立って待っていたのですが、なかなか始まらなくて。

話は上手なのですが、柵を取ると一瞬にして終わってしまう。でもこれは時代が変わり、残酷な行為であるという理由で現在おこなわれておりません。新潟県の山古志村の闘牛も、あれを東京都でやると動物愛護条例違反として捕まります。さように、これは地域によって価値観が違う。賭博もそうになっています。つまり観光にはアナーキーな面が含まれるということをご理解いただきたい。

「地域の誇り」「国の誇り」が観光立国推進法のキー・ワード

整理いたしますと、観光基本法までの法律は、日本が外貨を獲得するためにオリンピックの前年に作られた基本法ですが、外国人を呼んできて、もっと俗に言えばアメリカ人を連れてきて金を落としてもらおうという法律でした。

これに対して、安倍内閣のときに成立した観光立国推進基本法は、日本はドル減らしをしなければいけないというものです。現在でも円高で苦しんでいます。このドルとのバランスをどう取るかという意味では、国策として外貨獲得はあり得ないわけですから、法律の趣旨は地域の誇り、国の誇りというものが使われた訳です。同時に教育基本法も同様に変わりました。教育基本法も、観光立国推進基本法も、同じ国会で地域の誇りということに法の趣旨が変わっています。

“recreation”と「元気回復」

それから、笹川先生が“recreation”を見事に「元気回復」と訳されたので、参考までに申し上げておきますと、昭和 20 年代に国家公務員法が最初に制定されたときの第 73 条には、内閣総理大臣は能率増進計画、公務員の計画をつくって、その中に「職員の元気回復に関する措置」というのが法律で書いてあります。当時はまだ日本語にレクリエーションという言葉がなかったことから、国会議員が、「元気回復なんていうのを法律で書くのはおかしいじゃないか」と言って国会で議論をしているのが議事録に載っています。今、インターネットで国会議事録が全部検索できますから、過去の法律で「元気回復」と入れるとヒットするはずですが、さすが、笹川先生の名訳でございます。「観光レクリエーション」という言葉をつくった定義ははっきりしない中で、旧運輸省は「観光レクリエーション」という言葉を使っていました。「元気回復」つまり物事の根源としての「気」が元に戻ってくるという意味とは無関係に、refresh するという意味で使われておりました。

片野鴨池の伝統・坂網猟による天然カモの高級料理

役目柄、市長として、片山津温泉再生とラムサール条約について、ご説明したいと思えます。場所的にはこの地図が表すように、石川県の加賀海岸に加賀市があり、これがラムサール条約登録湿地の片野鴨池です。

ワイズユースの 1 つとして坂網猟というのがあります。鴨池には天然のカモが飛んできますが、江戸時代は鉄砲で鳥を撃つことが禁止されていました。獣はいいのですが、侍が鷹狩りをするためという話もあるそうで、いずれにしても鳥は鉄砲で捕れませんから、侍がこの坂網という網で、夜飛び立つカモを狙って捕獲していたという伝統のあるものです。

アメリカに占領されたときに、GHQ の将校や中將がライフルを打ち放ったのでカモが来なくなり、当時の捕鴨猟組合の組合長で町の助役に当たる人が陳情して、何とか食い止

めたという逸話も残っております。坂網猟の組合の方は、年間 200 羽とか 300 羽という限られた数しか捕れないことから、今は本業としてではなく半ば趣味として鴨を捕っております。私どものもう 1 つの名産である橋立港で水揚げされるズワイガニと比較をしますと、相対的に値段が安く取引されています。昔は結婚式の引出物としてカモのつがいを出す風習もございましたが、現在はそういう時代でもありませんので、高級料理としてこれから打ち出していこうと努力中です。今年は東京でもこの高級カモ料理の試食会を実施しようと考えております。

片山津温泉再生とラムサール条約について

同時に片野鴨池だけではなくて、柴山潟という潟（湖）を持っておりますので、周りの水田も含めてここもラムサール条約の登録湿地に加えてもらえないかということで、今、運動を始めつつあります。

これは昔の地図です。ここまで柴山潟だったのですが、ここからこちらは全部埋め立て、すべて水田になっています。今ではワイズではないユースであると評価を受けるようになっていきます。柴山潟の干拓の加賀市で埋め立てた分は 118 ヘクタールですが、私どもの農地の不作付面積は現在 178 ヘクタールあります。埋め立てる必要は、現在においては全くなかったということに相成るわけです。

この柴山潟沿いに片山津温泉があります。最盛期は 160 万人のお客様が来られましたが、今は 30 万人まで減少しています。柴山潟をラムサール条約登録湿地に追加することで、この観光地としての魅力を再生し、地域の誇りとして取り戻したい、という思いがあります。

1 つ面白いのは、片山津温泉には芸子さんが 350 人おりましたけれども、今は 1 人です。片山津温泉、柴山潟周辺のワイズユースとして、来年の 4 月、ゴールデンウィーク前にこの新しい温浴施設を完成させます。ぜひ皆さん、お越しをいただきたいと思っております。

最後に、芸子さんがたくさんいた時代ですから、ソーブランドがその中に幾つかあります。これについて、公安委員会が廃止命令を出しました。地域運動としても廃止が求められ、私は、政策的にラムサール条約の登録湿地の追加、片山津温泉の再生、子どもにふさわしい誇りのあるまちにしようとして現在取り組んでおります。

これが廃止命令の出たソーブランドです。来年、片山津温泉に来られましたら、ぜひ新しい温泉街にお越しいただくようお願い申し上げます、私の話を終了させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

笹川：寺前さん、ありがとうございました。前半の方は寺前教授のレクチャーという感じで、いろいろと講義いただきましたが、簡単に言うところのことだったのでしょうか。

もしも、「観光」「ツーリズム」と言うのであれば、自分たちの地域にある観光資源が他の地域にあるものと違っている必要があること。そして地域の人々がそれを誇りに思い、多くの人に知ってもらい足を運んでももらいたいと願っていること。そのための条件整備を税金を使って行う所に「観光政策」が成立する。こういう理解で正しいかどうか、後ほど少し聞いてみたいと思っております。

もう 1 つの内容は、それを踏まえて、加賀市長として、今、片山津温泉の再生とラムサ

ール条約とを結びつけようと考えておられるということでした。この片山津温泉は、「開湯伝説」によれば、湖の中に湧いていた温泉を水鳥が発見した。そして、大聖寺藩のお殿様が「鳥だけでなく人間も入れるようにしろ」といって、島をつくって温泉を取り出し、人間も入れるようになった。その片山津温泉が、今、さびれてきているので復活させたいということです。

実際、片野鴨池のカモがあちこちに餌場を広げていて、柴山潟やその周辺水田にも餌場があるので、カモのためにも、追加登録したいということでした。その時に坂網猟という日本では非常に少なくなった伝統的な猟法によって捕獲された天然カモの高級料理を地域の名物にして、地域全体を活性化して行こう、というお話でした。これは、先ほどの名執さんの基調提案にあった、ラムサール条約湿地のワイズユースで地域を活性化させていくということと、つながる内容だったと思います。どうもありがとうございました。

3) 市町村の事例報告

笹川：ここからは、各地からの事例報告をいただきます。1つ目は先ほども話がありました、日本のラムサール条約湿地第1号の釧路湿原を含む釧路市の取り組みです。今は阿寒湖も加わって、釧路市内に2つの条約湿地があります。釧路市では、JICA と協力して発展途上国の方たちに、ラムサール条約における保全やワイズユース、CEPA について、日本の事例を積極的に紹介する活動をされています。菊地さんにその辺についてお話をいただきたいと思います。では菊地さん、よろしくお願いいたします。

①市町村の事例報告 1

「釧路市におけるワイズユースとエコツーリズム

～地域活性化と海外諸国との連携をふまえて～」

釧路国際ウェットランドセンター事務局長 菊地義勝

ただいま紹介がありました菊地と申します。北海道の東部、釧路からまいりました。ここにも書いてありますとおり、釧路国際ウェットランドセンターの事務局長を務めております。今日は釧路市におけるワイズユースとエコツーリズム、それから、地域活性化と海外の国との連携を踏まえた事例を紹介したいと思います。

釧路湿原と阿寒湖～2つの条約湿地がある釧路市～

釧路市は、釧路湿原という国立公園を持ち、また北部には、阿寒湖という国立公園があり、この2つのラムサール条約登録湿地を持っております。実は今、皆さんに見ている画面は、釧路湿原ではございません。左手の方にキリンが写っておりますが、多分アフリカの大地、サバンナだと思います。

なぜ使ったかといいますと、釧路湿原にはたくさんの観光客が日本各地からお出でになっています。そして、皆さん一様に声を上げるのは、「アフリカのサバンナみたい」という歓声ですから、最初の画面として使わせていただきました。

こちらはアフリカではなくて、実は釧路湿原です。釧路湿原は釧路市の北部に位置しており、釧路市は太平洋に面しているものですから、海からの影響、例えば海霧など常にかかります。そういうことで、海の気候にも左右される湿地です。また、手前の方に川が見えますけれども、釧路湿原を川が下流の方に、釧路市の方に流れてきており、下流に住む私たちが湿地の恵みを受けているわけです。

これはタンチョウヅルです。真冬の絵だと思います。タンチョウヅルもこのように冬に息をすると白い息を吐く。タンチョウヅルは絶滅の危機に瀕しておりましたが、釧路湿原で発見され、釧路湿原とともにタンチョウヅルも天然記念物として保護されて、今では1,000羽以上の数に回復しております。

渡り鳥の中継地点としての釧路湿原

それではまず、釧路の周りの地図をご覧ください。このように黄色に塗った部と白い部分がありますが日本各地に 37 のラムサール湿地があるうち 12 ヶ所が北海道にあります。北海道の東部には 6 ヶ所の湿地があり、皆さん、見ていただいている地図の真ん中にあるのが釧路湿原で、青く塗ったところです。これが、これからお話しする湿地で、それから上の方には阿寒湖がございます。これが釧路湿原の空から見たすがたです。この写真はごらんになったことがある方が多いかと思いますが、蛇行する湿原の川を見た上空写真です。多分、渡り鳥の目から見るとこのような景色に見えるのかなと思います。渡り鳥が北から南に飛ぶときにここを経由していき、川や湿地が見えるので、降りてみたいと思うのも無理もないかなと思います。緑に見えるところは泥炭地です。泥炭地には人も猛禽類、例えばキツネなども入ってこられません。沈んでしまいます。ですから、水鳥が営巣するのに最適な湿地です。

これはまた、別の角度から見た釧路湿原の絵ですが、見て分かるとおりに何もありません。サバンナのような景色だと思いませんか。ただ、残念ながらキリンもゾウも走っておりません。これが釧路湿原です。これは、谷地坊主と言っておりますが、釧路湿原の中で見られる植物です。釧路湿原は冬には零下 15 度、20 度になります。地面が凍り、土が盛り上がってきます。そして植物も一緒に盛り上がってきて、このような坊主頭になります。「谷地坊主（やちぼうず）」と言っています。この植物の中は芯があって固くなっているので、ピョンピョンとやちぼうずの上を跳ねながら湿原を移動することもできますが、下に落ちるとぬかるみにはまって、上がることが難しくなります。

これは人間が造った「釧路湿原展望台」ですが谷地坊主の形をしています。観光客の方には評判が良く、「夜になるとスターウォーズのヘルメットみたいに見える」なんて言われています。

湿地を壊さずに湿地の恵みを活用するアイヌの伝統

～アイヌ文化とマリモの阿寒湖～

釧路湿原の北の方に阿寒湖があります。赤く塗っているところです。こちらも釧路市の行政区域内で、古くから国立公園に指定され、観光地として栄えてきたところです。

これが阿寒湖にあるアイヌ・コタン部落の正面玄関です。アーチのところにフクロウの木彫りがありますが、アイヌの方々は、昔から自然界、身の回りのものすべてを神と考え、大地を「カムイ・ミンタラ」と言ってきました。「神々の大地」という意味でしょうか。自然=神々ですから、敬い、畏れて、そして神様から恵みをいただく。そういう生活を続けてきました。この写真は湖で儀式をしているところですが、神々のものですから、決して獲物を採り過ぎたり無駄にしたりしません。

我々は、「湿地のワイズユース」ということを言って実践してきましたが、湿地のワイズユースは、恵みの活用という意味でもあり、アイヌの人々は、世界中の先住民の人々と同じく、自然と共生する先駆者だと思います。もちろん湖にも神が宿っておりますので、こういう儀式を行います。

阿寒湖ではアイヌの方々以外にも、いろいろなエコツーリズムの取り組みが行なわれております。国立公園なのでいろいろな規制がありますが、観光客をおもてなしするだけで

なく、エコツーリズムについて、いろいろなことを考えながら行っています。例えばその中の1つを紹介しますと、外来種のウチダザリガニや、北海道で今たくさん増えているエゾシカを、食べることで駆除し、個体調整していこうという試みです。いろいろな料理のレシピが考案され、試作されています。

これは先ほど、名執さんのプレゼンテーションにもあったマリモの写真です。野球のボールの大きさぐらいになるのに十数年かかると言われておりますし、サッカーボールの大きさになるには何十年、100年以上超えるのもあるそうです。

このように湖の底にマリモが生息しているわけですが、先ほどの外来種のウチダザリガニの格好の寝床や餌になっており、生息環境に影響が出ています。

釧路川のカヌーと「どさんこツアー」～釧路湿原のエコツアー～

それでは、ここからはワイズユースや、エコツーリズムという観点からお話したいと思います。

エコツーリズムのプロジェクトを進めるためには、豊かな自然を利用しなければいけません。それと同時にそこに住む地権者、ステイク・ホルダー、利害関係者との調整が必要になってきます。

これは釧路湿原の中を流れる川ですが、カヌーが水面に浮かんでいるのが分かるでしょうか。左右どこまで行っても人工物が一切見えない、雑音も聞こえない、絶好のカヌーのアクティビティで、こういうエコツーリズムのが観光客に、今、大変人気になっています。

もともと湖や川は地元の漁業者が営みを行っていたところですので、その方々の営みの場所にカヌーが勝手に入ってくると大変影響が出ます。そこで、話し合いが必要となる訳です。このカヌーを漁業者が行うようにするのは、漁業者は小型船舶免許を持っているため小舟の操作はお手のものです。それから水にも詳しいのです。この写真はある漁業者の方ですが、漁業の合間にカヌー会社も営んでいます。儲けるだけではなく、お客さんを乗せながら毎日、川や水の環境を監視する自然の番人という、願ってもない立場にいます。こういう人たちと調整をしながら自然の中でエコツーリズムが進められています。

もう1つの事例ですが、これは「どさんこ」という北海道和種の馬による湿原内のツアーです。この馬は非常にやさしい馬で、酪農で使われていました。この馬をホースライディングに使おうというのが紹介する事例で、酪農をやっていた人たちがホースライディングのツアーを営んでいます。

このように、この馬、お客さんを乗せて湿原の中を歩くわけですが、人と違って寄り道せず真っ直ぐ歩いていきます。湿原の植生を壊さない、湿原に大変やさしいアクティビティで、エコツーリズムとなっています。

毎年2月2日のワールド・ウェットランド・デーには、市民を集め、このように全面結氷した湖を散策する行事もやっています。冬になるといろんな動物の足跡が残されているので、湿原の中をたくさんの動物が行き来していることが分かります。ただ、残念なのは、この2月2日なのですが、マイナス15度、20度ぐらいあります。この寒さの中で20～30分するとこのように変身してしまいました。

タンチョウヅルは絶滅の危機から、今では、1,000羽以上になっていますが、北海道東部に多く生息する、日本人に愛されている鳥です。

発展途上国に開かれたエコツーリズムの研修

最後にお話ししたいのは、海外の関係機関や人材との連携ですが、外国の方をお招きしてエコツーリズムの研修をしているということです。先ほど名執さんのお話にあったラムサール条約 COP5 釧路会議の後に、「釧路国際ウェットランドセンター」が設立されました。

このセンターではいろいろな事業をやっていますが、海外の研究者、専門家などを積極的に受け入れて研修を行っています。そのひとつがエコツーリズムの研修です。

このエコツーリズム研修は、この亜熱帯の沖縄からスタートして、亜寒帯の釧路で終わる、日本縦断の JICA 研修です。発展途上国の方々が参加するわけですが、日本のように、沖縄から本州を越えて北海道まで、亜熱帯から亜寒帯まで、いろいろな文化を基礎とするエコツーリズムが行われている国は少ないかもしれません。亜熱帯だけや温帯だけならあると思いますが、亜熱帯から亜寒帯まで、それぞれの地域で、それぞれのエコツーリズムを地域の文化として考え実施している日本の実際の様子に接して、海外の研修生も驚いています。母国へ帰った後も、研修を一緒にした人たち同士で、連携を深めてもらえればと願っています。発展途上国なのでインフラ整備も大事であり、同時にエコツーリズムも積極的に進めていきたいという熱意を持って帰国する研修員が多くいます。

この写真はウガンダかケニアの人がカヌーの先頭で漕いでいますが、アフリカではこうして舟を漕いでも金にはなりません。でも日本ではカナディアンカヌーをこのように漕いで、お客さんを乗せて、エコツーリズムの考えを加えれば、自然にやさしい観光産業になるわけです。

冬場には、このように雪の湿原にも案内しました。夏場はキツネも歩けない湿原ですが、冬には奥深くまで歩いて行けます。氷が割れて落ちる可能性もありますが、このように湿原の奥の自然状況、生態系を体験し、感じ、見ることができる文字通りのエコツーリズムになっています。

アジア人観光客の増加とエコツーリズム

最後の話しは、アジア人観光客も非常に多くなっていることです。台湾や韓国、シンガポール、香港、中国本土から北海道には、このようにチャーター便でくる場合も多い訳です。釧路にはデパートや大きなお店もないので、買い物を目的にこの方々たちは釧路に来るわけではありません。展望台に上がって、日本人と同じように、何もない湿原を見て「サバンナみたい」という声を上げたいからです。

日本の場合、団体旅行の時代から、長い時間をかけて個人で楽しむエコツーリズムに旅行が変わりつつありますが、アジアから来る方々も、ブランド物を目当てにする買い物ツアーではなく、自然を楽しむエコツーリズム、あるいは自然を大切にしながら自然の恵みを利用する文化を楽しむという湿地ツアーに旅行がシフトしてきました。この外国人の旅行の傾向は、沖縄の場合も、同じことが言えるかもしれません。

今、アジアは「日本に追いつき追い越せ」ですが、追い付き追い越されると、焦りを感じるが一方でうれしと感じるのが日本人の良いところかと思いますが、エコツーリズムに関しても、「日本に追いつき追い越せ」という時代がやってきています。この写真のよう

なアジアからの観光客が、湿原のいろんなところにいます。秋にはこういう景色もごらんになれます。

これで私の事例発表を終わらせていただきます。ご清聴、どうもありがとうございました。(拍手)

笹川：菊地さん、ありがとうございました。先ほどの寺前さんの基調提案も思い起こしながら聞いていましたが、かつての近代化過程では、「何もない不毛土地」と言われていた釧路湿原、「遅れている『旧土人』」と言われてきた先住民族のアイヌの人々の生活様式が、近代化を超える際のモデル、地域の人々の誇りになりつつある。そういう意味で、他の場所にはない、自然とのかかわりを大切にする生活様式が「観光資源」になって、釧路湿原や阿寒湖への旅が「人気」となり、それを資源とした観光産業も成り立ちつつある。そういうお話だったと受け止めました。

それを、ラムサールの国際研修のプログラムとして作り上げている。そのさい、釧路のことだけを紹介するのではなくて、沖縄から北海道のことまで紹介をして、いろいろな国の方が参考にしているという広がりのあるお話だったと思います。そして、アジア諸国・諸地域からの観光客に、湿地のエコツーリズムでも「日本に追いつき追い越せ」と考えてもらうような目標を持っているということは、「SATOYAMA イニシアチブ」の精神にも合致する、素晴らしい取り組みだと感じました。日本のハード技術はもちろん世界最高水準ですが、同時に、日本のソフト、とくに自然を守りながら自然の恵みを利用するソフトでも世界最高水準の伝統を持っていると思います。そういう意味で、“湿地のツーリズムでアジアや世界リードする”ことは、“日本のソフト＝生活様式・生活文化でアジアや世界をリードする”という今後の日本の行き方のモデルを提供しているようにも思いました。

続きまして、高島市長の西川さんからお話をいただきたいと思いますが、高島市は琵琶湖ですから、一番大きな条約湿地です。高島市はこれまでの蓄積を、今、生物多様性地域戦略にまとめている最中だということです。そこで今、どのようなことが計画として考えられているかを中心にお話をいただきたいと思います。では西川さん、よろしく願いいたします。

②市町村の事例報告 2

「高島市における『びわ湖源流の郷たかしま戦略』と地域の活性化」 高島市長 西川喜代治

皆様、こんにちは。高島市長の西川でございます。今日は、こうした貴重なお時間を頂戴しましたことを、まず御礼申し上げます。これからはばらくの間、私どもが、今、進めております生物多様性地域戦略の高島版、「びわ湖源流の郷たかしま戦略」の策定と、それを生かしたまちづくりにつきましてご説明を致します。

琵琶湖に接する自然豊かな農山村

私どもが住まいしております高島市は、日本列島のほぼ真ん中、滋賀県の西北部に位置

し、北は福井県、西は京都、そして、東は琵琶湖に接する自然に恵まれました農山村です。高島市は平成 17 年 1 月 1 日に高島郡 5 町 1 村が合併し、今年で 7 年目を迎えました。市の面積は 693 平方キロメートル、滋賀県一です。このうち 7 割が山林で、1 割が農地。そして残り 2 割が市民の経済活動、生活や憩いの場となっています。人口は昨年为国勢調査で約 5 万 2,500 人、近年、若者の流出や高齢化により人口の減少が進み、高齢化率は 27.1% です。

「近江聖人」中江藤樹の生誕地、「高島屋」デパート創業者の出身地

古くから京都と北陸とを結ぶ交通の要衝として発展してきました。また当市は、「近江聖人」と呼ばれ、日本の陽明学を確立した中江藤樹先生の生誕地であり、百貨店の高島屋の商号は創業者の一族が本市の出身であったことに由来しています。

「日本の棚田百選」など 13 の「百選」

また、東部が琵琶湖に面している高島市には、琵琶湖岸とその周辺に広がる田園地帯、さらに平野から里山、森林につながる変化に富んだ空間が形成されており、「日本の滝百選」「棚田百選」「白砂青松百選」など、全国から選ばれた 13 もの「百選」が点在しています。こうした中で地域固有の生活文化が創造される一方、市内各地には、これら豊かな自然の中で営まれてきた農林水産業を中心に織物業、そして全国生産量の 9 割を占める扇骨業、扇子の骨を作る産業ですが、多様な地場産業が発展し、本市の基幹的な産業となっています。

まちづくりの理念としての「びわ湖源流の郷たかしま」

そして滋賀県高島市を語る上で象徴的なものが、平成 5 年にラムサール条約に登録された琵琶湖でございます。琵琶湖は世界の湖で 3 番目に古い、日本最大の淡水湖です。面積は 670 平方キロメートル、これは滋賀県の約 6 分の 1 を占める広さで、高島市の面積とほぼ同様です。滋賀県をはじめ、京阪神に生活する 1,400 万人の暮らしや産業を支える水として大きな役割を果たしています。また、琵琶湖には約 500 本の河川が流れ込んでいますが、琵琶湖に流入する水のほぼ 3 分の 1 は、高島市の山々を水源としております。このことから私は高島を「びわ湖源流の郷」として位置付け、まちづくりの理念として進めております。

生物多様性の保全と持続可能な利用を図る～生物多様性地域戦略の高島版～

では、現在作成中の「びわ湖源流の郷たかしま戦略」とはどのような計画なのかについてご説明いたします。皆さんも御存じのとおり、生物多様性基本法には、「すべての地方自治体が生物多様性戦略を策定するように努めなければならない」とされております。この生物多様性戦略を、高島市では市内の豊かな自然環境や地域資源を生かし、高島ならではの農林水産業をはじめ、産業、文化振興など、各種施策を展開することにより、地域のブランドイメージを高め、経済循環を活発化することを視点として策定することとしております。

現在、高島市内には 139 種の絶滅危惧種および希少種が、そして琵琶湖には 61 種の固

有の水生动植物が生息しており、まさに生物多様性の宝庫であると言えます。この豊かな自然環境や地域資源を地域のブランドイメージとして高め、経済環境を活発化する方策を盛り込むことで、市内の生物多様性の保全および持続可能な利用を図っていこうというものです。

「里山・さとやま」「里住・さとすみ」「里湖・さとうみ」～高島の3つの郷～

次に、「たかしま戦略」の概要についてご説明いたします。高島市は山があり、平野があり、湖があり、これらがほどよく調和した美しい景観と多様な自然の営みがあります。琵琶湖は古くから「湖（うみ）」と呼ばれてきましたが、この湖をふくむ日本の箱庭のような地形となっております。

私はここを3つの「里」に分けています。

1つ目は「里山」です。ここには日本の棚田百選に掲げられるような棚田があります。

2つ目の里が、平野を中心とした集落や田んぼが点在し、そして人々が集い住まうところ。私はこれを「里住」と呼んでいます。

そして、3つ目の里は「里湖」です。ここには、我々の母なる湖である琵琶湖と、周辺の湖沼である湿地、葦原が存在します。

さらにこれらを川が貫き、水が3つの里に恵みをもたらしています。

動物による食害、保水力低下、高齢化・過疎化

農作業への支障、水質への影響

～3つの郷が解決すべき課題～

しかし近年では、この3つの里の恵みに課題が出てきております。

里山では動物の食害による木の立ち枯れや、山の保水力の低下とあわせて、里人の高齢化と過疎化が進んでいます。また、里住では地域経済の低迷や高齢者不足による農作業への支障、そして里湖では内湖や葦原の減少などによる水質への影響が見られます。

高島ブランドの確立、ブランド認証制度と「地産外商」の促進

そこでこれらの課題を克服するため、高島市の財産とも言える豊かな自然や、多様な生態系を活用した、自然豊かな「びわ湖源流の郷」、高島の活性化戦略を全国に発信し、琵琶湖源流の豊穡な土と清らかな水が育んだ、安心して安全な産物を「高島ブランド」として確立し、全国に向けて販売促進を図って行きたいと考えています。

そして、そのための大切な一環が、「高島市農産ブランド認証制度」でございます。高島市農産ブランドの認証制度は、「びわ湖源流の郷たかしま」の水と土で生産された農産物や農産加工品の安心、安全性を市が認証し、その認証品を全国にPRすることで、販売促進や生産の拡大を図ると同時に、市内農業生産者の所得向上と、地域産業の活性化につなげていくことを目的としております。農薬や肥料の使用など、環境に配慮した取り組みにより生産されたものが対象で、3段階の認証ランクを設けています。生産者はこの認証マークを張って出荷し、顔の見える形で安心・安全を提供しています。

また、このほかに、木材生産者や住宅業者の皆さんと協議して、市内産の木材の活用と販売促進などにも取り組んでおります。

最近では、地元で取れた、生産者の顔の見える安心で安全な農産物を地元で消費する「地産地消」が叫ばれておりますが、私はさらにこれを一步推し進めて、琵琶湖の源流の地である高島市で生産したものを、地域の外で販売する「地産外商」を促進したいと思っております。

琵琶湖源流の豊かな水の活用、物語を育てること、市民の意識を高めること ～高島のエコツーリズムの基本～

さらに、その取り組みを通して、全国の方々に、ぜひ自然豊かな高島市にお越しいただきたいと考えております。

高島の3つの郷には、それぞれ訪れる方にとって魅力的な自然が多くあります。これらを、川が川上から琵琶湖に流れ込むように観光資源として活用し、物語を持たせ、高島ならではのエコツーリズムに発展させ、市内経済を潤していきたいと考えています。

この経済の循環により、地域の活性化を図っていくこと、そしてまた、経済の根源でもある水田と川、内湖、琵琶湖という、水を軸とした市内の豊かな自然環境を保全することは、私たちの暮らしを豊かにすることの基本であることを、市民の皆様に認識してもらい、自然環境保全の意識を高めていくことにつなげたいと思っております。戦略の策定を進めながら、常に「びわ湖源流の郷」の魅力を生かした取り組みを行ってまいります。

このように高島市では、日本一の琵琶湖の源流に位置していることを誇りとし、琵琶湖に注ぎ込む水が育んだ豊かな自然の恵みを守りながら、地域の魅力と活力を高め、市民の誰もが安心して暮らし、次の世代に誇りを持って「びわ湖源流の郷たかしま」を引き継いでいけるよう市を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

昨年度、このラムサール条約市町村長会議は高島市で開かれましたが、会場の皆さんの中には、まだ高島に行ったことがないという方の方が多いかと存じます。生態系が豊かで、バラエティーに富んだ水の文化が息づく高島に、ぜひ一度、お運びいただきますようお願いしまして、私のお話を締めくくらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。
(拍手)

笹川：西川さん、どうもありがとうございました。ラムサール条約の中にも、条約湿地の保全活用計画を策定し実施するという条項があります。現在のところ、国立公園の利用計画や、鳥獣保護法の計画などということ、代替しているところも多いわけですが、今、西川市長の報告にもあったように、「生物多様性地域戦略」と重ねながらこの保全・活用計画をつくっていくところも出始めているようです。そして、これは環境省の戦略的な考え方でもであると、亀澤野生生物課長さんもお話になっていました。

高島でも、お話にあったように、地域の誇り高島市ならではの生活様式がたくさんありつつ、「獣害」、高齢化・過疎化、水質の問題など、多くの課題も抱えています。それを環境を保全・再生し、その恵みを生かして経済も活性化し、市民の認識を深めて担い手を育てることも意図して、3つの郷に即しながら、認証ブランドや地産外商を進める「びわ湖源流の郷たかしま」戦略を策定中とのことでした。

それでは、事例報告の3つ目として、「漫湖の利用の現状と今後の展望」というテーマで、漫湖の自然環境保全連絡協議会の中村和雄会長さんからお話をいただきたいと思っております。

では、中村さん、よろしくお願いたします。

③市町村の事例報告 3

「漫湖の利用の現状と今後の展望」

漫湖自然環境保全連絡協議会会長 中村和雄

中村です。私どもの長い名前の協議会は、普段は「連絡協議会」と言っています。

最初に漫湖の現状、それから漫湖の昔、それから、特に私たちの連絡協議会を中心として、この漫湖をどう活かすか、あるいは今後、どのように利用していったらいいのか、そのようなお話をしたいと思います。そして最後に、私の考えを述べたいと思います。

漫湖連絡協議会

1999年に漫湖がラムサール条約に登録されましたが、それとともに、この連絡協議会は設立されました。目的は、その名前のおり、漫湖の保全と回復、そのために情報交換なり、必要な対策を立てていこうということです。漫湖は明日見ていただくことになっていきますが、先ほど菊地さんから話があった釧路湿原などに比べると非常に小さなところなんです。しかも、那覇という大都会、人口密度が高い場所の中に挟まれている、小さな、小さな場所です。

漫湖の歴史・文化～埋め立て以前の漫湖～

これは、その水鳥センターが出しているパンフレットから取りましたけれども、この丸で囲んであるところに、緑の山みたいなものがあります。これを大きくしますと、これが「ガーナムイ」あるいは「ガーナ森」という丘です。今は陸地の真ん中にありますけれども、かつては漫湖の真ん中にあった島です。「漫湖」は、湖というより海です。大きな入り江あるいは内海でした。現在のガーナ森はこういう状態で、周りが駐車場に囲まれていたりして、アプローチするのが難しい場所ですが、さすがに森を崩すことはしなかったようで、今も残っています。

これは、琉球王朝時代の那覇港の地図です。そこに奥武之山（おおのやま）、昨日、「世界ウチナンチュー大会」の閉会式が行われていたところですが、これもかつては島で、そのすぐ南側、このスライドでは上側に、先ほどの「ガーナ森」があります。この広い内海、これが「漫漫と水をたたえた湖」、すなわち「漫湖」です。

これは、1891年に日本の陸軍が測量した地図です。おそらく当時を伝える唯一の正確な地図なのですが、ここにも「奥武之山」「ガーナ森」が出ています。奥武山（おおのやま）は、今は陸続きになっているのですが、この頃は島として独立していました。

これは、終戦直後の写真です。この道が狭いところに奥武山が見えますが、既に埋め立てられて陸地化されています。ガーナ森は依然として、あんな感じで残っています。

このガーナ森というのは、実はこんなふうに昔から知られていて、貴重な伝説が残されています。伝説によりますと、漫湖に魔物が住んでいた。その魔物がたびたび暴れて、近

隣の村を荒らしたり、人を食ったりした。それで近隣の人たちが困って神様にお願いしたところ、神様が大きな石を2個、天から投げて、魔物の頭と尻尾を押さえこんだ。それが島になって、ガーナ森となった。でも、また暴れるといけないので、こういうシーサーをつくって、ガーナ森の方をにらむように置いて魔物を封じ込めた。そのシーサーが今も存在しています。

ハーリー発祥の地としての漫湖と爬龍船を繫留したチーヤ森

それから、向こうの方に小さな島みたいなのが見えますが、それには「チーヤ」という名前が付いています。これも、漫湖の歴史にとっては非常に大きな意味のある所です。これは昭和50年代にできたようですが、ハーリーを始める前にここへ行って拝む（御願くウガン>する）というところなんです。この場所は、「ハーリー発祥の地」という石碑とともに、豊見城趾の中にあるようです。

今、沖縄ではそこら中で「ハーリー（爬龍船競漕）」が盛んですが、この「チーヤ」というのは、爬龍船を繫留したところだといわれています。そしてその「チーヤの森」が「チーヤムイ」です。このチーヤは現在どうなっているかというと、マングローブの林の中に埋もれてしまって、ほとんど見えません。あの丸で囲んだところ、わずかにちょっと色が違う、昔からの樹木が生えている場所、これがかつてのチーヤです。

これは現在、豊見城市がハーリーに力を入れようとしています。これは2～3年前の写真でしょうか。新しい、「新造船」2艘を中国で建造してもらい、その試運転をしているところなんです。実際のハーリーでも使われる、非常にきれいな船です。

人の生活と密接だった漫湖

こんな感じで、ガーナ森なり、ハーリーとチーヤなり、人々と漫湖の暮らしの中での結びつきがあったわけです。琉球王朝の時代から戦後まで、本土復帰の前までは、この漫湖を中心とした豊かな生活がこの地域の人々の中にあっただことが伺えます。

子どもたちは、夏休みにはここで1日中遊んでいた、そんな話も聞きます。あるいは沖縄の豆腐は、海水で固めるのですが、漫湖の周りに豆腐屋さんがたくさんあった。漫湖には船が行き来していて、ここから物資を輸送していた。今では考えられませんが、船に乗って、物資を糸満の方に輸送していたと言われております。だから、この漫湖を中心にして、人々の豊かな生活なり、文化なりがあったのだらうと思います。

渡り鳥の飛来地としての漫湖の現状

漫湖の現状はどうなっているかというと、これは登録湿地ですから、水鳥の飛来地として注目されているわけですが、飛来数が確実に劇的に減少しています。

多分、その原因の一つになっているのがマングローブの繁茂ではないかと思われます。ここには、もともとマングローブはなかったのですが、1990年代の初め、人によって植えられました。それが現在、繁茂しているわけです。その結果として、もともとここは泥干潟だったのですけれども、陸地化が進んでいて、そのために鳥の餌がなくなって、それで飛来数が減っている。もちろん、鳥の飛来数が減っているのには、いろんな原因があるのですけれども、このマングローブの繁茂も1つの大きな原因だらうと考えられています。

これが漫湖干潟の現状です。

ここに橋があります。橋の手前に、ちょっと見えているのが、マングローブの若い木です。放っておくとこんな具合でどんどん広がっていきます。これは、今、潮が引いた状態で、後ろに川が流れていますが、広大な泥干潟が広がっています。その面積が、減少しているわけです。

これがそのマングローブ林です。その結果、その中にゴミが堆積しています。ここは陸地化しているので、人が歩ける状態になっています。

先ほど水鳥が減っていると言いましたが、1998年からのデータによると、1970年代、80年代には1年間で何千羽という数の水鳥が、大きな群れをつくって渡ってきていました。ところが、この1990年代の後半からずっと少なくなって、とくに2000年代に入ると、もう1千羽には届いていません。せいぜい数百羽の単位で推移しています。その原因は、もちろん先ほど言いましたように、いろんな原因があるのですが、このマングローブ林なり、あるいは橋が構築されて、鳥にとっての環境が非常に悪化したことも、無視できない大きな原因だと考えています。

漫湖連絡協議会の活動

～1万羽キャンペーンと「月桃作戦（げっとう・さくせん）」～

それで、私たちの連絡協議会では、「1万羽キャンペーン」というのを掲げております。これは漫湖に1万羽の鳥を戻そうというスローガンです。イベントがあるたびに、主に子どもたちに鳥の絵を描いて、このボードに1万羽になるように貼ってもらっています。

このための具体的な1つの作戦として「月桃作戦」というのを行っています。「月桃（げっとう）」というのは、沖縄の言葉で、「サンニン」とも言われている植物です。この月桃を、漫湖の集水域である国場川や饒波川（のはがわ）に土砂が入らないように、流域の畑の周囲などに植えようというものです。

これが苗を植えているところです。子どもたちにこの苗を配って、自分の家で育ててもらって、ある程度、大きかったら持って来てもらって、川岸に植えることを考えています。

今の川はいわゆる「三面張り」になっているところが多くて、非常に危ないところもあるため、ときには命綱を掛けて植える必要があります。これは、地元の中学生たちに手伝ってもらって植えているところです。植え終わると、こんな感じになります。

その結果、最近はかなり月桃が繁茂して、土砂流入がいくらかは抑えられてきているようです。これが、流域全体に広がっていくように願っています。

マングローブ林の拡大阻止のために

それからもう1つ、マングローブ林の拡大をどうしても阻止したい。マングローブというのは非常にエコ的などというイメージが強く、沖縄に高校生たちなどが修学旅行で来ますが、そのときにマングローブを植えることが、スケジュールの中に組み込まれていたりします。

われわれは逆に、マングローブを取り去ることを彼らと一緒にやれないか、あるいは後で出てくるカヌーの事業として、カヌーに乗ってマングローブの小さな若木を取り去ることができるのではないかと、いったことを、今、考えています。

いずれにしても、人が植えたものが現在の状態をもたらしていて、そのために払うべき

コストが非常に大きくなっているということを学ぶことができると考えています。

清掃活動と自然観察ゲーム

主に連絡協議会が行っていることの1つが清掃活動ですけれども、単なる清掃活動で終わらせないために、自然観察ゲームのようなことを取り入れ、子どもたちに鳥のことや、環境のことなどを考えてもらう努力をしています。

これは、漫湖にはマングローブの木が3種類あるのですけれども、これがどの木かを当ててもらおうゲームです。

「漫湖利用に関するワークショップ」 ～利用の原状～

マングローブのある漫湖は、現在どのように利用されているのでしょうか？ 環境省の事業の中で、保全事業に関するアンケートをした時に「漫湖に行く目的」を聞いたところ、その結果は、次のようになっています。

1 番多いのはジョギング、あるいは散歩です。

2 番目にジョギングと同じぐらい多いのが、通勤・通学の通り道、単なるアプローチの道としての利用です。

3 番目が漫湖を眺めるため。以下、バードウォッチング、自然観察、清掃活動など。

こういう結果も参考にしながら、私たちは、この漫湖をどう利用していったらいいのか、そのとき、マングローブをどう位置づけたらいいのかを考え始めています。マングローブがあった方がいいと考える人たちは、マングローブを植えたい。しかし、鳥が大事だと考える人たちは、マングローブは全部なくした方がいいと考えている。こうした矛盾する考えを調整するために、現在、「漫湖利用に関するワークショップ」を行っています。今まで2回開いて、来月3回目を開く予定です。

ここで出てきた、「どんな利用があるのか、あるいは考えられるのか」ということですが、その1つが、釣り。あるいは、自然あるいは「生き物」のウォッチングです。かつての子どもたちは、漫湖に入って遊んで、生き物を捕まえたり、釣りをしたりしていた。現在はなかなか難しいが、そういう昔の漫湖と人との係わりを復活させたらいいのではないか。干潟で泥だらけになって子どもが遊ぶことが、現代では特に大事なのではないか、というのが基本的な考えです。

それから、都会の中のマングローブということで、「観光」に使えないか。カヌーによるマングローブ林を廻り、それから生物多様性を学ぶ場として位置づけるなど、ワークショップではいろんな意見が出ています。

漫湖の利活用と保全・再生との調和のためのルールづくり

このワークショップが何を目指しているかということ、利用のためのルールづくりということ。これを制度化するかどうかというのは別として、ある程度の合意形成をして、実行していこうというものです。

漫湖の保全・再生という点でいうと、ただ保全というだけでは保全は難しい。漫湖の歴史や現状をしっかり踏まえたうえで、今後の利用と再生のイメージをつくって、そこに向かって協力し合っていく。そのためには、鳥の観察であれ、釣りであれ、ジョギングであ

れ、カヌーであれ、泥んこ遊びであれ、漫湖を利用する様々な立場の人たちのコミュニケーションの場が必要です。それがこのワークショップの役割だろうと考えています。

いくつか写真をお見せします。これは、ジョギングコースです。漫湖を埋め立てた那覇市側の「漫湖公園」に、このジョギングコースはあります。散歩している方、犬の散歩をしている人もいました。

それから、最近カヌーフェスティバルというのが、今年で2回目ですけれども行われています。これはその時の風景ですけれども、漫湖にカヌーを浮かべるのだという。これには、私たちはちょっと待ってほしい、水鳥のために良くないと言ってきたのですが、実行に移されます。

このように、いろんな立場の人がいて、いろんな利用の仕方がある。でもそれぞれが勝手に利用していくと、多分、お互いに利益が相反することになるし、もっと大事なことは、漫湖そのものを壊してしまう危険が強い。そのため、利用のルールをつくる必要があるのではないか。そして、これをきっかけに、ラムサール条約湿地としての漫湖の利用について、皆で議論し合って、利用のための枠組みをつくっていききたい、というのが私たちの考えです。

カーソンの『沈黙の春』に学ぶ ～いのちの鎖～

後は、私がいま考えていることを述べさせていただきます。これはご存じのレイチェル・カーソンの『沈黙の春』です。この中でカーソンが特に強調しているのが、“Chain of Life” 「いのちの鎖」ということです。すべてのいのちが鎖のようにつながっているというのです。

この下の図では、水の中に捕食性プランクトンがいて、植物性プランクトンを取って食べている。それを小さな魚が食べて、それを大きな魚が食べて、やがてそれを鳥が食べる。そういう「いのちの鎖」になっている。けれどももしここに、いのちを脅かす物質が入れるとします。カーソンの『沈黙の春』場合は農薬ですけれども、例えば農薬が入る。それが「いのちの鎖」を通してどんどん蓄積されていって（濃度が高くなっていって）、最後は魚を食べたカイツブリがバタバタ死んでいく。実際そういうことが起こったのです。こうした現象を生物濃縮といっています。

これが農薬ではなくても放射性物質でも全く同じです。現在、問題になっているストロンチウムやセシウムとかは、生物濃縮される危険性を持っています。福島沖に放射性物質がばら撒かれました。海は広いから薄まって、全然、問題はないようなことが言われていますが、それは正しくありません。逆に、「いのちの鎖」を通して、どんどん濃縮されていって、やがてこういう状況になるかもしれないのです。

自然のバランス

それで、この漫湖の泥干潟に住んでいる動物ですけれども、カニさんたちが歩いています。それから、これはトビハゼ、地元ではトントンミーと言っていますが、こういった底生生物を餌として、鳥たちが干潟に集まっています。それから、鳥を食べたり、魚を食べたりするワシ・タカの類（猛禽類）がいます。

これも『沈黙の春』の中で強調されていることですが、**The Balance of Nature** 一人は自然とのバランスの中で生きているということです。それを無視することは、崖のふちに立っている人が重力の法則を無視することと同じで大きな代償を払うことになる。だから、

人は、この自然とのバランスという法則を無視しては生きていけないと、カーソンは言っています。自然のバランスを無視して開発すれば、一時的には繁栄するかもしれないけれども、やがては人も生きていられなくなるというのです。

この夏、地元の新聞社が中学生・高校生を集めて夏休みに、「ボルネオに行って沖縄の自然を考える」というツアーを企画しました。これは、そのツアーの報告です。いろいろなことが書いてあるのですが、そのうちのいくつかの報告では、こう述べられています。ボルネオでは、元々の景観は大きく変えられて、今では椰子油をとるためのアブラヤシのプランテーションの畑に変えられている。こうした風景を、中学生はヤンバルの自然と対比させて考えています。「沖縄も放っておけば、ボルネオのようになってしまう」と。ボルネオに生息しているオランウータンが、開発のためにどんどんいなくなっている。そういう状態も中学生たちは非常に冷静な目で見ています。

カーソンの本に、“The Sense of Wonder”『センス・オブ・ワンダー』というものがあります。だれもが子ども時代に持っていた自然に対する新鮮な驚き—畏敬の念を大事にしたい、というカーソンのメッセージです。3.11後の現在、こうした言葉—概念は、大きな重みを持って私たちに迫ってきます。日常の便利な生活に慣れ過ぎないで、「センス・オブ・ワンダー」の目を持って、“The Balance of Nature”ということ、日常の中でしっかりと考え、感じて、行動していくことが大切だと思います。ボルネオに行って見るのも必要でしょうが、漫湖の歴史を振り返り、現状をしっかりと知ること、そしてよその地域のやり方も知って、漫湖の利活用や再生を考える。そのために、カーソンの語りかけにもう一度、耳を傾ける必要があると思います。

壊された関係の再創造

先ほどから、「レクリエーション recreation」という言葉が繰り返し使われていますが、これに似たことばで、“re-creation”「再創造」があります。これは、かつて存在したのに壊されてしまった状況や関係を、もう一度、造り直すという意味です。埋め立てや開発によって破壊されてきた自然や、人と自然との関係、人と人の関係を、再創造すること。それが私たちの目指すところでないかと思います。それを漫湖という小さなところで、ささやかな活動ではあるけれども、実際に行っていく。そういうことを、漫湖でできないかということを考えているわけです。(拍手)

笹川：中村さん、どうもありがとうございました。地元の漫湖の歴史的なことをしっかりと振り返っていただきました。また、水鳥の数や水質、マングローブ林をめぐる漫湖の現状とそれに対して協議会で取り組んでいる「月桃作戦」や「漫湖利用に関するワークショップ」の目的やそこで出されているアイディア、今後に向けての見通しやレイチェル・カーソンにおける生命体のバランスや驚き・発見するセンス、「recreation」=再創造というミッションについてもお話いただきました。不勉強ながら私は『沈黙の春』を読んでいないので、これを機会にぜひ読みたいと思いました。

4) コメント

笹川：それでは、これからディスカッションを始めたいと思います。報告者の方、コメントーターの方、壇上にお上がりください。

充実した2つの基調提案と3つの事例報告を受けて、2人の方からコメントをいただきたいと思います。お一人は、環境省の那覇事務所の次長さんであります柴田さん、それから野生生物課の課長補佐の堀内さんです。

寺前さんも、観光には法律をすり抜けるような要素もあると言われ、菊地さんの話にもウチダザリガニが出てきました。環境省を代表して言うとなると、なかなか難しい面もあるかと思いますが、ここは市町村会議ということで、少し肩の力を抜いて、お話をいただければと思います。

それでは最初に、柴田さん、お願いいたします。

①コメント1

環境省那覇自然環境事務所統括自然保護企画官 柴田泰邦

ご紹介いただきました環境省の柴田でございます。今日は所長が所用で出席できないので、代理ということで大変恐縮ですけれども、私の方から、現場の立場から気付いたことを2つほどお話ししたいと思います。

即地的な湿地の保全・再生と活用における地方自治体の役割、国の役割

まず1点目ですけれども、湿地や生物を含む、自然や国土に関することは極めて即地的だということです。どういうことかといいますと、今、私どもの事務所で進めているのが、来年度予定しています生物多様性の国家戦略に向けた地方からの情報発信、あるいは、先ほど西川市長の方からもお話がありましたが、自治体が生物多様性の戦略づくりなどの取り組みをする際の支援ということが1つ重要な業務としてあります。

国が策定する国家戦略には意味と役割があるのですけれども、やはり湿地の保全であるとか生物多様性の保全の戦略というのは、具体的な地域なり土地に定着して策定されないというものにはならない、ということです。

寺前市長さんからのキー・ワードとして、地域の誇りという言葉が出されておりましたけれども、ラムサールに登録されているような場所に限らず、地域の誇りというのはどこの地域でも、誰もが必ず1つぐらい持っているものだろうと思います。観光地を育てていくことを「地域の誇りを発掘する作業」というふうにとらえたとしたら、それをうまく発掘したり、つないでいったりするのが地方自治体と我々国の行政の役割なのかな、と皆さんのお話を伺いながら改めて認識いたしました。

沖縄の独特の文化・伝統と密接に関係した方法が大切

～沖縄における生物多様性・湿地保全の進め方について～

2点目としては、今日のお話を奄美なり琉球なり、今、私どもで扱っている事務所のエリアに当てはめたときどうなのかと考えてみました。最初に名執さんが生態系サービスの文化的な側面に言及されていましたが、沖縄というのは非常に独特の文化・伝統を保有している地域です。沖縄の生物多様性なり湿地の保全を考えていく上で、この独特の文化なり伝統などと密接に関係があるという面があることを考慮すべきであると思いました。

「観光」と湿地保全・再生とのつながりというヒント

また、寺前市長の方から観光の定義ということでお話がありましたけれども、よく沖縄の経済は「基地」「公共事業」「観光」という、いわゆる「3K」に依存していると言われています。今後、前向きな意味で可能性のあるものとして、この「観光」とのつながりというのが非常に重要になると思います。

与那覇湾を含めた5ヶ所のネットワークの展望

今、沖縄県には、ラムサール湿地が4ヶ所ありますが、ラムサールに登録されている湿地だけでなく、幾つかの湿地を有する市町村の小学生が夏に漫湖に集まって発表会、情報交換を行っています。このような子どもの活動は親の世代にも広がっていく可能性があるのかなと思いました。また、今は4ヶ所なのですけれども、今年は新たに宮古島に与那覇湾という新しい国指定の鳥獣保護区を指定しまして、これがうまく調整されれば、来年の締約国会議で、沖縄県としては5ヶ所目のラムサール登録湿地になるというような動きも進んでおります。

奄美や沖縄琉球の自治体が、今日、各市長さんが出席いただいております高島市、加賀市、また釧路市などの先進地域に少しでも近づけるように、私どもも尽力してまいりたいと思っております。以上です。

笹川：ありがとうございました。地域の誇りを発掘する、あるいは生態系サービスの文化的側面、それから沖縄県にある観光の可能性、さらに宮古島の与那覇湾の登録がうまくいった場合に、さらに沖縄県のラムサール条約湿地、登録湿地がダイナミックに展開する可能性があるのではないかと、こういうお話でした。

続きまして、堀内さん、コメントをよろしく申し上げます。

②コメント2

環境省自然環境局野生生物課課長補佐 堀内洋

こんにちは。環境省野生生物課の堀内と申します。本来であれば課長が来る予定でしたが所用であり、私がおの代役として参りました。

国立公園の管理・活用とラムサール条約の保全・ワイズユースとの共通性

今日はお呼び頂き誠にありがとうございます。今日のシンポジウムなのですけれども、ラムサール条約ですから保全・再生とともにワイズユースが重要なわけですが、「観光」ということを考えるときに、経済活動であるという側面を持つ観光と、地域の自然を守るということを両立させるために、どういうことをしたら良いか、一緒に考え、これからの協力の具体的なあり方を豊かにすることが、今日の目的なのかなと思います。

今回、二人、環境省から参加しているわけですが、私にとって、名執さんは大先輩なのです。環境省に通称「レンジャー」という職種があって、今ではその仕事も大分変わってきてしまっていますが、もともとは国立公園の保全や管理を担っていました。そういう仕事を私どもはやってきたわけですが、ラムサール条約という保全やワイズユースを行っていくことには、非常に共通しているところがあると思います。

地元の人たちのワイズユースの取り組みに注目しながら行う

国立公園内やラムサール湿地の自然を守る場合、今日の話にもたくさん例が出ていたように、単にあそこは入っちゃだめよということだけではなくて、地元の人たちのワイズユースの取り組みにちゃんと注目しながら行うことも重要だと思います。昔から行われてきた、あるいは今は途絶えているけれども過去に行われていた土地利用を尊重し、参考にしながら、そういうものをうまく取り込んで、なおかつ自主的に保全などにかかわってもらえる活動が重要なことではないかと思います。

現場の智恵や取り組み、意見を交流する～市町村会議の大切な役割～

ただ、そういうことは、黙っていてもなかなか進みません。それぞれの地域で地元の人たちや市町村が主体になって進めていただく。そこに、専門家や私ども国の機関の者も一緒に協力する。多様な人々が、現状や経験を踏まえ、今後について、意見や知恵を交換しながら進めていくことが必要ではないかと思います。他地域での事例や経験も大変参考になると思うので市町村会議の活動は非常に重要だと思います。

地元の人たちの熱心な取り組みを再認識

全くの偶然なのですけれども、今日取り上げられた地域というのは、個人的に今まで仕事の上で何らかのかかわりを持った場所でした。例えば片野鴨池における鳥獣管理、釧路湿原や漫湖における自然再生ですが、自治体を初めとする地元の皆さんと一緒に仕事をさせて頂きました。その時に思ったのは、皆さん、その事柄について本当によく、熱心にやってくらっしゃるな、ということでした。

また、本日色々なお話を伺って、ラムサール湿地を生かして、どう地域活性化に結び付けていくか、あるいは結び付けているか、非常に熱心に、楽しみながら前向きに取り組まれているという印象を受けました。

長期的な視野に立ったシンポジウムの役割の大切さ

ラムサール条約湿地で保全・再生と湿地を活用した地域の活性化を両立させるには、まず初めに、地元の理解や当事者意識を醸成しながら進めることが大事だと思います。その

ためには、キーパーソンになる方の存在が重要であることを今日改めて感じました。

保全と利用を両立させることは非常に難しいわけで、非常に時間が長くかかる。そういう意味で、今回このシンポジウムでは3回目だということですが、現場をしっかりと踏まえながら、長期的な視野に立って行われるこういう場を、市町村会議で持っていていただくことは大変ありがたいことだと感じます。

笹川：ありがとうございます。3つの湿地に仕事を通してかかわってきたが、その当時と少し様相の違うところも出てきた。それは、湿地の保全や再生と地域の活性化を結びつけることの大切さが語られるようになったこと。そして、そのための交流の場としてのこのシンポジウムが、目の前の具体的なことを真剣に扱いながら、長期的な視野を持っていることが大事だと思う。そういうお話をいただいたと思います。

堀内：昔からやっていたことをしっかり生かしていくことに目を向ける、そういうことの大切さも改めて感じたということです。

笹川：地元の人々の理解、さまざまな当事者の率直な意見交換と合意形成のための智慧の出しあい、キーパーソンの大切さ、そういう点で、先ほど名執さんのお話にも CEPA のことも出ていましたが、人材育成の実際も今後大いに検討が必要かもしれません。堀内さん、ありがとうございました。

5) 補足の発言

笹川：今のお二人のコメントを受けて、あるいは他の人の報告を聞いてどうだったか、あるいはこういうことを追加して話したい、という点について伺いたいと思います。名執さんからいかがでしょうか。

地域特有の文化を生かす

名執：来年の締約国会議で、湿地の観光とレクリエーションというところにラムサール条約では初めて焦点を当てて話をするのですけれども、その際に、やはりそれぞれの湿地がもたらしてくれる文化的な側面とか、そういうものを見出しながら観光レクリエーションを進めていくというところが、それぞれの湿地の特色を出す上でとても大事だと思います。ご報告いただいた片野鴨池にしても、釧路湿原、阿寒湖、琵琶湖、それから漫湖にしても、それぞれとてもうまく、地域の特有の文化というか自然というか、そういうものを見出しおられて、それをうまく活用されようとしているなということをととても感じました。

笹川：湿地に関わる地域の文化への着目が大切だというご指摘でした。ありがとうございます。寺前さん、いかがでしょうか。

簡単に調和しない環境保全と観光レクリエーションを調和させ得る立場と権限 ～市町村長の役割～

寺前：来年のテーマの中に、ツーリズム、レクリエーションという言葉が入る。これは日本語で今まで観光レクリエーションと言ってきたものなのですが、これと、多分、自然保護とか環境保全とは、基本的には相容れないな、と私は理解をしております。

観光レクリエーションは、人にたくさん来てもらって、その地域の誇り、きれいな言葉で言えば地域の誇りですが、産業として見ればたくさんの人に来てもらうことが目的なわけです。それぞれ違った概念ですから、それを調和させるということは、そう簡単にはいかない。観光レクリエーションの中では、使えないものはないと考える。しかし、環境保全は環境を守るというのが本来の趣旨です。

このズレを押さえて、簡単に調和しないものを政治的に、どう調和させていくことができるのか。世の中は1つの論理だけで全て動いているわけではありません。そして、どう調和させるかというのは、住民自治の世界のことだろうと思っています。ですから、「ワイズユース」というのは、私たちのような政治的なところに置かれた立場の者としては、大変ありがたいことです。周りの人がいかに納得するかという点で、このラムサール条約は大変懐の深い条約ではないかと、私は理解しております。

笹川：観光とレクリエーションと自然保護は相容れないといったが、ワイズユースのこのワイズというところで、何かスペードのエースあるいはジョーカーを出したような面があるけれども、そこに「落としどころ」と「落とし穴」があるのではないかと、そういうお話だったかと思います。では、菊地さん、いかがでしょうか。

氾濫を防ぐことと氾濫の恵み～釧路川再蛇行化の教訓～

菊地：先ほどの私の事例発表の中で、上空から見た湿原の写真を紹介しました。川が蛇行している写真ですけれども、実は、かつてこの川の一部を直線化したことがありました。この会場の中に国土交通省の方がいらっしゃいましたら申し訳ございませんが、何百億円かけて川を直線化した事業でした。

その理由は、周辺の農家の方々が水を使いやすいようにするということでした。ただ、直線化しますと川が真っ直ぐ流れ氾濫しなくなります。そうなるとうどうなるかというところから徐々に乾燥化が起きて平らな湿原にヨシとかスゲとか背の低い植物が生えていたところに、ハンノキが生えるようになってしまい、まるで森林のようになっていくところがあります。

それで、蛇行していたのを直線化したところを、また何百億円のお金をかけて蛇行に戻す実験的な事業を行っています。まだ、周辺の環境にどのような影響があるか調査をしているところですが、大きな湿原の中で人類という人間たちは非常に試行錯誤しながら暮らしているのだと思います。地元の苦労話を紹介しました。

笹川：ありがとうございました。では引き続き、西川さん、お願いいたします。

誰でも知っている「びわこ」の水を 38%供給している高島

～びわこをブランド名に使う理由～

西川：発表させていただいたように、私、「びわ湖源流の郷」という形で、今、まちづくりのための発信をしております。「なぜか？」といいますと、「『滋賀県』というものはどこにあるのか？」「そんな県があるのか？」というような方も多分ここにいらっしゃるのではないのでしょうか？しかし、「びわこ」といえば、県名は知らなくても、「日本の真ん中あたりにある大きな湖だな」ということは御存じだからです。

ここにいらっしゃる方々には、そういう誤解はないと思いますが、「『湿地』って『湿原』のことでしょうか？琵琶湖みたいな大きな湖がどうして『湿地』なの？」というクエスチョンマークも、実際にはたくさんあつたりします。それはともかく、名執さんもおっしゃったように、琵琶湖はラムサール条約という所の立派な「湿地」であるわけですが、琵琶湖には滋賀県の中の 10 市が面しています。その中の一番大きいのが高島市です。その高島市の中でも琵琶湖に流入する水、いわゆる琵琶湖の水をつくっているその約 38%が高島から琵琶湖に注いで水である。そういう統計もありますので、1つのまちを発信するために、この琵琶湖という誰でも知っている湿地を活用させていただいているというのが、1つの理由でございます。

資源を活用しながらまちづくりを進める、だから資源はキチンと大切に守り、必要に応じて復元・再生していく、つまり「recreation」していく。そういうことをしっかりと意識して、高島というまちを発信する中で、この湿地を活用して、今後活動をしていきたい。こういう思いで今日は発表させていただきました。

笹川：ありがとうございました。琵琶湖に質の良い水を供給しているという事実を踏まえ、それを継続するためにも、琵琶湖の恵みと、誰でも知っている「びわこ」という名称を地域ブランドとして使っていきたい、そういうお話でした。では、中村さん、いかがでしょうか。

『沈黙の春』の読み直し

～3.11を機会にもう一度地球上の生命の鎖を考える～

中村：私は市長ではありませんが、今の西川市長さんの話を聞いて思ったのですが、漫湖に直接関係しているのは那覇市、豊見城市で、漫湖に注ぐ川の流域まで入れるともっと広くなりますが、それらの自治体に住んでいる人口はたぶん40～50万というところですよ。この方たち全員が、漫湖に必ずしも関係しているわけではありません。むしろ大部分が関係していないのではないのでしょうか。

先ほど、アンケート結果を出しましたが、漫湖というと、湿地の上に架かっている橋を利用するだけとか、橋からマングローブ林を見るだけという人たちが大部分で、ジョギングや散歩で利用したり、釣りやバードウォッチングなどをする人たちは、全人口40～50万の数%くらいじゃないかと思います。

でも、私はそれが大事であって、その人たちを中心にして、自然の見方なり、私たちの生活との係わり、あるいは生物そのものについて考えることができれば、それが、やがてこの那覇市、豊見城市で、あるいは沖縄全体で、湿地の姿、湿地との係わりを変えていけるのではないかと、という望みを持っています。

先ほど、「1万羽キャンペーン」を紹介しましたが、これも、「1万羽キャンペーン」というのはいわばロマンです。ロマンを持った場合、それがロマンで終わってしまう場合もあります。けれども、私たちがこれを考えたのは単なるロマンではなくて、鳥が絶滅しかけているという状況は、私たち人間の生命も危うくしているのではないかと、だから鳥も人間も豊かな生活を取り戻せるような湿地、漫湖を生成・復元していこう、と呼びかけたいわけですよ。

カーソンの話をしましたけれども、カーソンにしても、あるいは、「Our Stolen Future」『奪われし未来』を著したシーア・コルボーンにしても、そういうことを言っているわけです。だからそういう意味で、私は鳥の生息環境、生物の世界というのを、ちゃんと見つめて、自分たちの未来を考えなければいけないのだと思っています。

ついでに言うと、3.11の後、私はいろんなことを考えていますが、その1つは、もう一度、カーソンの「Silent Spring」をちゃんと読み直す必要があるのではないかと、ということですよ。自然保護に直接携わる人はもちろんのこと、そうでない人たちもです。

6) 会場からの発言と討論

笹川：ありがとうございました。今日のテーマは「自然と人々と地域の元気回復」あるいは、「自然と人々と地域の再創造」です。「元気」というコトバを使った理由を少しだけ言うと、かつて日本、琉球、朝鮮、明・清、ベトナムの共通教養だった朱子学的で、全てのものに元々そなわっている「気」を「元気」と言いました。そしてその「元気」に曇りが生じると「病気」になり、「気晴らし」によって元気を回復する、そういう論理になっていました。だから「元気回復」というのは、ある意味では「再創造」と言ってもいいかもしれませんが。自然も人々も地域も「気晴らし」によって本来的な健康を取り戻す、元々あった智慧やエネルギーを回復しましょう、というイメージです。

さて、今日出た論点の1つは、ツーリズムあるいは観光と、保全・再生&ワイズユースとは簡単に調和しない、それをどのように調和させるのか、ということでした。そのキーワードが「文化」「生態系サービスの文化的側面」ではないかと、名執さんから提起されました。この関連で「湿地の文化と技術」の目録づくりを行っている日本国際湿地保全連合の会長であり、この条約湿地の選定委員会の座長さんを長く務められてこられた辻井さんが会場にいらっしゃいますので、辻井さんから少しその面についてご発言をいただければと思います。

世界でのヨシの使い方の多様性に学ぶ

辻井達一：辻井でございます。今のお話なのですが、最初に名執さんが生態系サービスのことをおっしゃっている。その中の文化的という、例えばですけれども、私は湿地に一番ポピュラーなヨシなんかの使い方が、1つの例になるのではないかと思います。

例えばヨシを使って、相当大型の家を建てているところもある。ペルシャ湾の沿岸なんかには有名な例があります。日本でもアイヌが、昔は住宅の構造物の主要な材料にしていた。琵琶湖では、ヨシを使ってヨシ笛を、今、作っています。ついこの間、近江八幡に行って聞いてきたばかりですが、なかなか面白い演奏をやっている。また、ヨシを使って、小さいですけれども舟をつくっている例が南米にあります。「ヨシ舟」というやつです。

それから、使い方がちょっと違いますが、スイスでは、放っておくよりも、少し筋刈りといって、50メートル幅ぐらいで切るところと切らないところを残していくと生物多様性が高まるという話もあります。1つの例ですが、ヨシだけになる、あるいはヨシが十分なくなってしまうと、鳥も、それこそヨシキリだけになってしまう。

ヨシは世界中、地球的規模に広がっている植物ですけれども、地域によって全部使い方が違う。そういうものを拾っていくと面白いのではないだろうかと思うのです。

日本の湿地の多様性をツーリズムに組み込むことは意義深い

それからもう1つ、菊地さんが、世界的に見ても日本の湿地というのは、これは国土が南北に長いから当たり前ですが、寒いところから暑い地域に広がっている。亜寒帯から亜熱帯に広がっていますから、多様な湿地を持っている。その点では、あと比較するとすればアメリカか中国、あるいは南米のチリぐらいでしょう。

そのように日本で、それぞれの持ち味を生かした文化がそこに発達している。ですから、それをうまく組み込んだ、あえていいますとその一部をツーリズムに結び付けて説明をするというのは、何か非常にいいのではないかと思います。

笹川：ありがとうございました。今日は市町村会議の主催ということでもあり、各地からいらっしやっていますので、大崎市の丸田さん、先ほどエコツーリズムと自然保護は簡単に一致しないのだ、その点についての自覚はどうなのかという問題提起がありました。大崎市では、その点について、いろいろと苦労・努力を積み重ねられてきたし、いろんな計画をお持ちです。その点も含めて今日の感想など、ご自由にお問い合わせいたします。

「あそび心」と「お化粧」でやれることはすべてやる まだその手前にいるという自覚

丸田雅博：宮城県からまいりました大崎市の丸田です。ツーリズムと湿地の保全とが相反するという話があったのですが、現実問題、普通は、そこまで利用が活発になってはいないんじゃないか、そう思います。大崎市でもツーリズムをずいぶん行ってまして、仙台や東京方面から、雁や白鳥を観察する方々がいっぱいいらっしやいます。けれども、私としては、もっと呼び込みたいなと思います。大崎市に来るマガンを多くの皆さんに知ってほしいなと。今日現在で4万羽、ピークだと10万羽ぐらい来てます。

そのために、今、仕掛けているのは、「遊び心」というか「お化粧」です。もともとマガンは日本全国に渡っていた鳥ですけれども、湿地が少なくなって、結局、最後に残った宮城県がその大きな受け皿になっているわけです。

昔日本人は、夕暮れ時の「落雁」をゆったりと楽しんでた。古くからある風流なものの1つとして、お酒を飲みながら見ていたと。だから、「近江百景」などの浮世絵にも描かれています。そういう歴史文化を掘り下げていって、お化粧して遊び心を加えたい。歴史・文化を通じて、湿地が日本の皆さんにもっと身近になるような取り組みをしたい。それがいずれは「ワイズユース」につながる、そういう風に進めていけたらと思っています。

ですから、先ほどの寺前さんの問題提起の「相反する」「相容れない」ということのもっと手前に我々はいるのではないかと、両者がせめぎ合って、大変なところになるということの以前にいる、そんな印象を持ちました。

笹川：これはかなりリアルな見方ですね。大崎の場合、たくさん努力はしているが、「相反する」ということを言う手前のところで、まだまだやれることがある、そういうお話でした。「お化粧」「遊び心」とかという言葉が使われましたが、名執さん、辻井さんが言う、“湿地がある生態系サービスの文化的側面”ということの別な表現かなとも思いますが。本当に地域の誇りになるためには、自分たちが楽しんで、それを他の人とも共有したい、そういうこと大事だということですね。

薩摩川内市の橋口さん、いかがでしょうか。藺牟田池の場合を念頭に置くと。

外来魚駆除、濁水によるベッコウトンボの減少、「縦割り」の問題、高齢化 ～藺牟田池の課題～

橋口堅：薩摩川内市にあるラムサール条約湿地は、先ほど基調提案でご紹介いただいた藺牟田池です。登録された理由は、国内希少動植物に指定されているベッコウトンボの生息

地で保護区だということです。

平成 17 年にラムサールに登録されてから 6 年が経過していますが、どのように国と県と市と地域が連携してきたかということ、報告致します。

1 つ目は、外来魚の駆除です。人の手によって食用として持ち込まれましたオオクチバス、別名ブラックバスや、ブルーギルという外来魚が大繁殖をしまして、在来魚やベッコウトンボも捕食してしまいました。

地域の方が何とかしてほしいということで、市と地域と環境省の方と話をし、環境省の方で駆除事業を行っていただきました。それから地元でも外来魚の釣り大会を行って、それに合わせて、市の方でも「キャッチ・アンド・リリースはしない」条例をつくりました。ここは国と市と地域とタッグを組んで、かなり効果が現れたのではないかと思います。

ただ、平成 21 年に鹿児島県で大渇水がありました。藺牟田池でも水位が極端に下がり、ベッコウトンボが激減しました。通常 1 日の多い時で 2,200 頭ほど確認されるのですが、今では 1 日 8 頭ずつぐらいしか見られなくなった。これも地域の方から何とかしてほしいという相談があり、地域と市と国とで相談をしまして、本当は捕獲できないのですけれども捕獲しての人工増殖を検討したり、あるいはビオトープを建設したりしました。小さい藺牟田池自体が、ある意味で、大きなビオトープなのですが、渇水に影響を受けない、1,000 平方メートルぐらいの小さなプールみたいなビオトープを建設して、今、状況を見ているところです。

そのような形で地域と市と国と協力をしながら進めているのですが、今日のテーマにあった「湿地のツーリズムで、自然と人々と地域の元気回復」ということを、いざ行政がしようとする、行政組織の問題として、寺前市長が言われたとおり、やはり環境保全を担当する職員と、観光振興の職員との立場が異なります。

藺牟田池では堆積した植物が炭化して泥炭を形成して、それが国の天然記念物になっていますが、これは教育委員会の所管です。それから、藺牟田池の水が農業用水として使われており、これは農業部門の担当。それで、いつも牽制し合って、なかなか前に進まない、という現状があります。

いわゆる、これが“矛盾と調和”という問題で、薩摩川内市の現状では、ここに苦しいところがある。とにかく、地域の人たちが一生懸命、誇りを持って頑張っていると思います。そこで、地域の方で自主的・主導的に取り組んでいただいて、それを行政が支援する、育成する仕組みができないかと、考えてはいます。

もう 1 つの問題点として、熱心に取り組んでいる地域の人たちの高齢化ということがあります。高齢者の方が頑張っていること自体は問題ないのですが、若い方が地域のそういった団体に入ってこない現状があります。

これは環境学習という分野なのかもしれませんが、例えば地元の大学と連携して、学生にワークショップに入って参加してもらおうとか、高校生に藺牟田池の周りの清掃ボランティアに参加してもらおうとか、小中学生に遠足で来てもらって環境学習をしてもらおうとか、そういったことで長い目で見て、若い方々に興味を持ち参加してもらおう仕組みが必要と思っています。

薩摩川内市としてはそのような状況です。

外来種駆除と「喰らう」文化の組み合わせ

笹川：1つは外来魚の駆除の話。2つ目がいわゆる「縦割り」の弊害。3つ目が、高齢化と後継者育成の話でした。さっき菊地さんからやっぱり食べた方がいいのではないかという話もありましたが、

外来種駆除の話ですが、トンボサミットには私どもも伺って、名執さんは釣り大会で大型賞というのを獲得しました。しかし、釣り大会は楽しかったのですが、釣った魚は食べないで回収ボックスに入れている感じでした。

この9月に日本湿地学会というのを佐賀県の武雄温泉で行ったのですが、その近くの「アザメの瀬」という所で、子どもたちがブラックバスの大きいのをたくさん捕まえたそうです。そのブラックバスを捕まえた子どものお父さんが、地元の料理屋さんだったそうで、竜田揚げにしてみんなで食べたそうです。その子どもたちは湿地学会に参加して、「とてもおいしかった」と言っていました。辻井さんも常日頃から「湿地を喰らう」ことを提唱しています。新潟の佐潟でも「喰らう会」というイベントがあり、ライギョなどもかかります。また琵琶湖博物館の食堂には、「ブラックバス丼」というメニューもあります。外来種を食べるのかどうか、大いに議論したらよいと思いかと思います。

第2の高齢化はやっぱりなかなか難しいでしょうか。藺牟田池がずいぶん山の上にあることと関係しているのでしょうか。同じ九州ですが、坊ガツルはずいぶん山の上ですが、ここは登山者にとっての人気の宿である「法華院温泉」という温泉を、お寺が経営されているようですが。タデ原と坊ガツルは別の自治体ですが、タデ原は「長者原」というあの辺りでは交通の要衝にあって、周囲には温泉も多く、なかなか賑わっているように見受けられますが。九重町の方はいらっしゃいますでしょうか。

地元の「九重の自然を守る会」、環境省との協力で取り組み

吉光優佳：私は担当になってまだ日が浅いのですが、九重町にあるタデ原湿原について、私たちは環境省の方と一緒にやってきたわけですが、地元の「九重の自然を守る会」があって、その人たちの手助けを、町として行っています。

先ほどのお話の後継者の件ですが、その会の方たちにも若い人はなかなかいないのが現状です。地元の人たちが主体で続けているというのを聞いて、たまに福岡大学など、「守る会」と交流のある大学の方たちが夏休みなどにやってきて、外来種の花の駆除などをやったりしています。それに、私たちも一緒になって参加するという形で行っています。

「アンパルの賢明な利用を考える会」が発足

笹川：ありがとうございました。地元沖縄県の石垣市・崎山さん、いかがでしょうか。

崎山用育：湿地の保全と賢明な利用という点で、沖縄県ではこれまであまり強調されてこなかったように思います。石垣の名産アンパルも、これまでは「保全」ということでやってきたのですが。昨年、「アンパルの賢明な利用を考える会」が発足しております。民間の環境団体の方とともに、市の職員、県の職員もいて、いろんな方法を考えていきたいなど考えてはいるのですが、この「賢明な利用」の仕方がなかなかまだ見えてこないというのが本音です。地元の人にしてみれば、自然は昔からすぐそばにあるので、あまり大切さが

分かっていないのかも知れません。外部から移り住まわれた方もいてマングローブ林をカメラで案内する取り組みもあるので、私たちはそれに甘えているのかなという気がします。今日の話を参考にしながら、今後の取り組みを大切に育てていきたいと考えています。

笹川：名蔵アンパルの「アンパル」というのは「網を張る」＝「網張」と書くそうですね。今でも磯浜で岩海苔でしょうか、地元の女性たちがとっている姿も見られますし、お話にあったように観察用のカメラもあるので、すでに芽はたくさん出ているのではないのでしょうか。同じく沖縄県で、座間味村の糸嶺さんがいらっしゃいます。座間味では渡嘉敷村と協力して、『慶良間諸島エコツーリズム・ガイドライン』をつくって、条令化するという話もあるようですが。

新構想づくりと条例制定へ向けての動き

糸嶺直生：座間味村の糸嶺です。座間味村では、条例はまだつくっている段階です。観光の島ですので、サンゴを保全するために地元のダイビング協会などがボランティアでサンゴやサンゴの環境である海を大切にということで、オニヒトデやサンゴを食べる貝などを潜って捕って保全活動をしています。

地域の方が中心で動いていますので、行政としてはサポートに回っているというのが現状です。これからエコツアー法で、慶良間海域の方の計画づくりを始めています。現在構想をしており、渡嘉敷村さんと一緒に条例制定とかの話もしています。

笹川：糸嶺さん、ありがとうございます。新潟市からは小林さんがいらしています。佐潟に関して、新潟市は計画をつくり、実施し、「評価シート」をつくってそれを活用しながら計画の見直し、つまり改善をするなど、いろいろと取り組んできています。福島潟なども視野に入れていらっしゃるようですけれども、いかがでしょうか。

方向性が見えてきたヨシ刈りの問題

小林希之：新潟市から来ました小林と言います。笹川さんからお話があったように、佐潟では自然環境の保全計画というのをつくっておりまして、それに基づいた取り組みを行っています。1年間取り組みが終わりましたら、事業を確認してというようなことを踏まえながら、日々取り組んでいるところです。

難しい課題の1つとして、例えば佐潟の周辺にもヨシが生えているわけですが、これをどうするかということで、長い間、合意形成の努力をしてきました。ヨシは指1本触れずにそのまましておいた方がいいと強く主張する方々もいますが、それでは支障がある場合もあるので、ある程度刈り取った方がいいというような方々が多数派であり、答えを出すことが難しい面もあります。ですが、ここは話にもあったようなキーパーソン、つまり、しかるべき議論の後に、「このぐらいの結論にしてはどうか」という答えを導いてくれる人がいれば、何とかうまくまとまるのではないかとこのところでは。

あと、福島潟につきましては、まだ条約湿地になっていないのですけれども、環境省さんの候補地リストに入れていただいています。ここもまだ、いろんな意見の調整が難航しそうなので、なかなかうまくいかずに苦労しております。

笹川：ヨシ刈りについては、もうそろそろ、新潟市は結論を出すかなと思っていたのですが、まだ出ないのですか。

小林：3年間試行の取り組みをやって、平成22年度はそのモニタリングや再協議の年でした。それを踏まえて、「ある一定の区画はヨシを刈りましょう」という結論を導いて、先週、平成23年度のヨシ刈りを実施したところであります。

笹川：ありがとうございました。次に、滋賀県大津市の山下さん、いかがですか。高島の話がありましたが、琵琶湖に面した大都会ということで、大津での取り組みをご紹介いただけないでしょうか。

熱心な取り組みに感銘

山下春美：大津は環境保全ではなく、公園を管理する公園緑地課が担当になっておりまして、あまりかわりがないのが現状です。また、私は、この4月に異動してきたところなので、正直何のあまり知識もないまま、ここに来て勉強させてもらっているところです。みなさんの話を聞いて新鮮だったのは、湿地をいかに賢く、うまく活用することによって、地域の活性化を進めようという点で、たくさんの市町村が頑張っておられることを知った、ということです。

私はもともと大阪に住んでいたのですが、たまたま家族で小さい頃に琵琶湖の方に遊びに行きまして、琵琶湖の美しさに非常に感動しまして滋賀県の大津市に引っ越してきました。そして、ご縁がありまして、現在、今、市長さんが隣にいる、高島市の方に住んでおります。非常に琵琶湖にご縁があるのだなと感じています。

この、湿地をうまく活用するという点について、どこでも前向きに取り組まれていて、ラムサール条約というのはとても深いのだなと感じながらお話を聞いておりました。

笹川：山下さん、ありがとうございました。おそらく、大津市でもたくさんの取り組みがあるのではないかと思います。西川市長をはじめ、住んでいらっしゃる高島市の方々と交流しながら大津での取り組みを前に進めていただけそうですね。それから、山口県美祿市の深川さん、お願いします。

水質チェック、洞内の遊歩道の補修費用、山焼き

深川修作：山口県美祿市の深川と申します。私どもが引き受けている湿地は、秋吉台地下水系です。ちょっと湿原というものとはだいぶ違うし、そこに棲んでいる動物も目の見えないエビで、ちょっと皆様方のところとはタイプが違ってきます。

私は観光の方から来ています。先ほどから言われていますが、「自然環境を守る」「文化財を守る」ことがメインというわけではありません。ただ、観光にとって必要ということで「保全」とか「再生」という取り組みもしています。

この地下水系に関連して、一年に4回、水質検査をしています。秋芳洞は空間容積日本一を誇る鍾乳洞で観光客も多いのですが、その環境を維持するために、洞の中を流れる水質のチェックをしています。最近は観光客も減少傾向なのですが、一時期はたくさんの方が来て、いわゆる「オーバーユース」気味だったかもしれません。それもあって、水質チェックをずっと行ってきています。今抱えている問題としては、洞内の歩道やその柵などの整備が必要なのですが、お金がないということと、何より特別天然記念物である事から大規模な改修事業を実施する場合には、文化庁の許可が必要となります。この許可をいただく事が大変難しい状況にあり、頭を痛めているところです。

もう1つ、「山焼き」をしています。「山焼き」というのは昔から行われてきていることで、地元の皆さんが火道を切ったり、火入れをしたりということをしてされています。冬に枯れ草を焼くことによって、害虫が減ったり、灰が肥料になったり、大木が育たなかったり、元気のいい草が生えたりなどで、草原を維持する事が出来、景観を美しく保つ事が出来ます。結果的には、それを多くの方々が見に来てくれて、「観光」ということにもなっています。秋芳洞の地下水系の上にある秋吉台のカルスト台地を山焼きによって維持することで、秋芳洞に入る水にとっても良い効果があるのかも知れません。

高齢化、次世代育成の課題

笹川：ありがとうございました。各地の状況を出していただきました。そして、いくつかの論点が上がってきました。1つは高齢化にもかかわって、後継者育成、人材育成という論点です。この点について、菊地さん、釧路ではどうなっていますか。

菊地：北海道も高齢化が進んでおり、できるだけ自然をガイドできる方の数を増すよう養成しているのですが、まずは子どもからということで、子どもと大人と一緒に参加できる行事を増やすようにしております。

笹川：子どもと大人と一緒に取り組むと、子どもも大人も両方が元気になりますね。ただ、高齢化が進む中で、「子どもから」で間に合うのか、という点もあるようですが。

菊地：そうですね。湿原など自然の中に高齢の方が入っていくのはなかなか大変なのですが、シルバー世代も参加できるツアーもやっています。ゆっくり歩く、歩く場所に段差がないように工夫することで一緒に行けるようになります。子どもと一緒にや、高齢の方をメインにした取り組みなど、さまざまな組み合わせでっております。

笹川：中村さん、漫湖についての担い手の年齢構成は、どんなふうになっているのでしょうか？

中村：あまり考えたことはないのですが、取り組みの中で参加者の中心になっているのは、やっぱり小学生、中学生、高校生、若者ですね。ですが、小学生と一緒にという大人の方が来られる。だから、確かに間に合わないと言われればそうなのですが、でも彼らは、もう5年たてば中学生、高校生、大学生になっていきますから、私はずっと、担い手になっていくのではないかと考えています。

それから高齢者、私も高齢者ですけれども、昔の漫湖を知りたいと思っています。あと5年か10年たつと、昔の漫湖を知ることはとても難しくなる。そういう意味では、むしろ高齢者は高齢者として役に立っていただくことが大事じゃないかなと思います。私たちが昔の漫湖を知っている人からたくさん話を聞いて、それを写真や映像や文字などで記録して、次の世代と共有し、伝えていく。高齢者には高齢者にしかできないことがあるから、「高齢者の出番をつくる」ことは大事だと思います。

笹川：その点では、高島でふるさと絵屏風というのをやっていて、これは年齢が上の人たちからいっぱい話を聞き取って、集落単位というのですか、公民館単位ぐらいで絵屏風にしている。全部で13か17かあると、聞いています。その絵屏風に、高島市の各地の昔の様子について、絵屏風を見ながら、世代を超えて交流したりしている。とても素晴らしいもので、手間はかかるけれども、各地で可能なことだと感じています。また、新潟市の福島潟でも、昔の福島潟のことをよく知っている高齢の人たちに、話を聞いて記録しながら、

話をしている写真を「ビュー福島潟」という施設の壁に展示をしたりしています。

こういうものも、今、中村さんがおっしゃった、高齢者だからこそできること、高齢者に出番をつくる事例だと思われまます。高島では人材育成はどうなっているのでしょうか。

西川：その後継者等々の育成ですが、非常に難しいところがございます、高島も今、既に高齢化率が 27.1 まで進んでおります。私はよく地域を回りますけれども、65 歳は高島では高齢者とは言いません。高島の高齢者は 75 歳ですけれども、それまで頑張って働いていただけるように、というようなことを言っています。

そうした中で、高島市には集落が 203 ございまして、それぞれの地域、地域に特色のある「掟」がかなりあるわけです。

今、若者定住という形で、いろいろ頭を悩ませまして、高島に住んでくださるよう空き家調査をしましょうという形を進めております。去年ですと 60 名の方々が京阪神から高島に移ってこられた。移ってからいろいろトラブルが起こると困りますので、先ほど申し上げましたように、地域、集落の「掟」などを、入る前にお知らせをして、転入したときには何のトラブルもない形で住めるように事業をしています。これはいいのか悪いのか、ちょっと私も分からないのですが、そういったことがあります。

私たち高島は第 1 次産業が非常に多く、この農林水産業に従事する方が本当にたくさんいらっちゃって、高齢化が進んでおります。2 日前も、ある集落に行ったところ、「もう 5 年たったら、この集落では農業の経営が無理でしょう」という話がありました。これは多分、全国どこの地域でも、農山村の地域ではそういう状況が出ているのではないかと思います。残念ながら、3 年間で新たに農業に従事した人は、高島市では 21 軒に止まっています。面積がこんなに大きな中で、これをどうしていくかが本当に大きな課題です。ラムサールに関する取り組みというのは、高島市の場合、水田や琵琶湖など農林水産業の担い手を維持し、育てることと切り離せないのです。そういう点で、皆さん方から良いお考えがありましたら教えていただきたい、こういうことでございます。

笹川：ありがとうございます。ラムサール条約湿地は、佐潟、谷津干潟、藤前干潟、漫湖のように、都市部あるいは住宅地にあるものもありますが、多くは人口が減少傾向にある地域にあります。だから今西川さんが言われたように、ラムサール条約湿地の保全・再生、ワイズユース、交流・教育・参加・啓発の活動の担い手を増やし育てることは、農林漁業後継者の確保・育成と密接なかかわりがあるということですね。

同時に、農業後継者が増えればラムサールに関わる総合的な取り組みが自動的に活発になるかということ、やはり独自の取り組みも必要で、両者を結び付けることが大事ということだと思います。

いわゆる「縦割り行政」の問題

笹川：今日出たもう 1 つの論点は、行政の総合的な取り組みの大切さ、いわゆる「縦割り」を越えた連携の大切さでした。

大崎市では産業振興のセクションがラムサール関連の行政を担っていて、他の部局との連携も進めやすい状態にあるようにも見えます。しかし、「縦割り」でなかなか思うように連携できないという状況があるのも事実のようです。ここに市町村長さんが積極的にかかわる意味があるのかとも思いますが、寺前さん、どのように考えたらよろしいのでしょうか。

寺前：「縦割り」というのは、多分、市町村の場合にはあり得ないと思います。環境大臣と国土交通大臣というのは、それぞれ法的に権限を持っていますから、それぞれ実行目的が違って主張をします。閣議は全会一致です。これにはいい面もあるのですが、とにかく1人でも反対すれば前には当然進みません。これを指して「縦割り行政」だと言われるわけです。しかし市町村の場合は、係長さんにしろ、部長さんにしろ、権限は持っていません。権限は最終的には市町村長しか持っていない。だから「縦割り」にはなり得ないわけです。だから、国の法律や自治体の条例等に基づいて、それぞれ司、司で議論はやっていいのですが、形式上は最終的には、それぞれの担当は市町村長の権限の下で動くということになります。そのさいに、国の制度の方に「縦割り」があって、そこに制約されるということはありません。ですから、縦割りという点で市町村長に問題があるとすれば、それは国の制度に問題があるという場合が少なくない。

しかし実際に、市町村長の権限でできることについても、「縦割り」ということを言うとしたら、それは市町村の首長の逃げ口上で、そういう市町村長は立派な市町村長ではない。こういうふうにご理解をいただいた方がよいのではないのでしょうか。

笹川：今日は主管者会議なので、ここにはいらっしゃらないのですが、例えば九重町長さん、とても熱心にいろいろと総合的に取り組んでいらっしゃる。そういう印象を私は持っているのですが、「司、司」というお話がありましたが、それぞれのセクションで努力しながら、やっぱり市町村長がしっかりとイニシアチブをとっている。だから、市町村長さんが、ラムサール条約湿地に関する総合的取り組みに積極的にかかわるということが、現場として大切なことではないか。その点が、今日のテーマを進める上で1つのポイントかと改めて感じました。

ぜひこれを話したい、聞いてみたいという方、手を挙げていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

「縄文の文化」と現代の問題をリンクさせる試み～若狭町の縄文環境室～

山口勉：西川市長さん（滋賀県高島市）の隣町の福井県の若狭町の山口です。ラムサール条約湿地は三方五湖です。うちの方の事例に参考になることがあればと思いご紹介いたします。

今、環境とか産業部門とかいろいろ出ましたが、実は私の所属しているところは、博物館で、その中の「縄文環境室」というセクションで、ここがラムサールの担当をしています。私どもの「縄文博物館」というのは若狭町営です。

若狭町には日本最古の丸木舟が出たという縄文の貝塚があます。縄文時代の縄文環境と、ラムサール条約に登録された三方五湖は、1万年前からつながりがある。それを伝えることを、子どもたちへの社会教育的な取り組みとして、「縄文環境室」で取り組んできました。ここから始めて、縄文博物館と湖の環境の問題等をリンクさせてより多くの人々に広く知らせて行こうということを進めています。

博物館は三方五湖のドライブウェイの通り道にあるので、観光客で立ち寄りの方が多いです。今回のテーマがツーリズムですが、先ほど辻井さんからも「文化」というお話がございましたが、「ラムサール条約湿地と縄文の文化」をキー・ワードにしながらか進めています。三方五湖自体に、在来魚減少の問題、ヒシの大量繁茂の問題など課題がたくさんあるのですが、私ども一職員としましては、博物館という自分たちの職場を拠点に、「縄文の文化」

と現在の問題とをリンクさせながら「啓発」に努めています。事例として報告させていただきます。

笹川：山口さん、ありがとうございます。縄文の文化というのは、アイヌの文化もそうですが、人と自然のかかわりを大切に、自然に負荷をかけすぎずに、自然の恵みをいただいて暮らしていく、そういう生活スタイルに特徴があるかと思います。そこに現在の課題をリンクさせながらの取り組みは、ユニークであり、今後、大いに参考になっていくもののように感じました。もう一人、どうぞ。

漫湖のカヌーと釧路川のカヌー

米谷保彦：行政の人間ではないのですが、那覇市に住んで、漫湖の保全連絡協議会に参加しております米谷と申します。釧路の菊地さんに質問があるのですが、カヌーの件についてです。先ほど、中村さんから話があったのですが、漫湖でもカヌーの問題があります。釧路川ではカヌーが入っているという話なのですが、漫湖の場合は、基本的に、エコツアーとか自然観察ではなくて、カヌーでレース大会をするというものです。カヌーは動力を使わず自然に優しいというイメージがあると思うんですけども、水鳥の保全ということに関しては、多分ちょっと問題があるのではないかと考えています。

質問は、釧路で漁業者の方がカヌーの営業もされていて、そこで自然の監視もされているということだったのですが、実際に何かデータを報告したりとか、定点観察をしたりということがあるのかどうかということが1つ。もう1つは、もし釧路湿原のあの川で、カヌーのレース大会を行いたいといった場合に、釧路市として、それはオッケーなのか、もしくは何か対応する基準みたいなものがあるのか、それが2つ目の質問です。

菊地：今のご質問ですが、自然の番人ということでカヌー業者の方が営業しているわけですが、番人についても義務でやっているわけではございません。ですので、定点観察でそれをどこかに報告しているということではございません。ただし、彼らはプロですので、水が少しでも汚れていると、逆にクレームを関係各署とか私どもに上げて来ます。それの方が報告よりはるかに効果があるのではないかとと思います。

それともう1つ、今のカヌー業者さんだけではなくて、一般の小さい、1漕だけ持ってやっている個人の方もいらっしゃるものですから、地域ではそういう方々も一緒に入れて、カヌーの利用法を定めるような集まりや規則を作ってやっております。湿原の中でカヌーをできるだけ自然に溶け込ませ、周りの鳥たちを驚かせないようにという配慮・工夫してカヌーを営業しているわけです。ですから、釧路川での大会などはまるで考えられない話しです。

米谷：ありがとうございます。

笹川：こういう点も、その湿地の人々とのかかわりの長い歴史にもよる、かもしれませんね。釧路川の場合アイヌの人々の生活様式の中で、船を使い魚や植物をとったり、輸送に使ったりという歴史があるようですが。漫湖の場合には釧路川の場合とは異なって「ハーリー発祥の地」という歴史的背景もあり、漫湖にかかる橋の袂にもハーリーを漕ぐ若者の銅像が立っています。そういうこともあって、鳥を驚かさないように時期や場所を選ぶとか、懸案になっているマングローブの拡大を防ぐような機能を持たせるとか、そういう工夫をしてルール化をすることも模索されていると聞いています。先ほどの慶良間の場合の

「エコツーリズム・ガイドライン」のように、地域の歴史や実情に基づいて、地元の方々の手によって、「漫湖保全・活用計画」を決めていく、その中でカヌーをどうするかを、適切な解決策を見出だすことがよいかもしれませんね。

7) 締めくくりの発言

笹川：もっともっと議論したいところですが時間が押しております。こういうシンポジウムの役割は、これをきっかけに引き続きみんなで考えよう、ということかと思しますので、この辺で締めくくりに入りたいと思います。

今日、基調提案者、事例報告者、コメンテーターとしてお話しいただいたみなさんから、今日の感想や今後の課題についてご発言いただき、締めくくりとしたいと思います。では、堀内さんから、お願いいたします。

直接使える湿地、見て眺めて使う湿地

堀内：今日のタイトルは湿地のツーリズムということでしたが、それぞれの湿地の置かれた自然環境や人の関わり方は非常に多様なものです。ですから、その利用というのも状況に応じ多様である必要があります。直接使えるのもあれば、見て眺めて使うだけというものもあると思います。そういうところの議論が今日はなかったので、今後そういう点の議論も進めていただけたらいいなと思います。

現在はあまり関心のない人にも広めていく方策

柴田：皆さんからの報告をうかがいましたが、現場の最前線の方は、我々の計り知れない、想像に及ばないような苦勞をされているのだと思います。いろいろ苦勞はあるけれども、やはり守らなければならない自然というのがある中で、今後さらにどうやって生物の多様性や湿地の保全、ワイズユースの重要性を広めていくのか。

それを考えたときに、1つの答えというか「鍵」として、今までは生物とか自然に関心が高い熱心な人に支えられてきたのですが、今後は、あまり関心のない人にも広げていく努力が必要であると思います。

たとえば漫湖では毎年12月に、那覇市と豊見城市だけでなく、国場川の流域市町村の連携で「国場川水あしび」という清掃を中心とした活動をしています。那覇、豊見城という保護区の指定区域に該当する市町村だけでなく、指定区域外ではあるけれども集水域という点では関係する、周辺の市町村にも広げて保全活動を展開しています。また、環境担当の部局に限らず、そうではない部局にも呼び掛けていく。そういうことが、本日の課題の1つとして出された「縦割り」を克服することにつながっていくのではないかと思います。

地域の人々が中心になって利用のルールを決めていく、行政はそれを促す

中村：この会議は関係市町村会議ということで、行政の方が大部分ですが、行政と一般市民、それはNGOといっても良いと思うのですけれども、その関係をどう考えたらいいのか。いろんなタイプがあってももちろんいいと思いますが、先ほどご報告があった座間味の例のようなもの、それが私は望ましい状態じゃないかと思います。実際にかかわっている者たち、あるいは利用者たちが、実際に必要なルールをつくっていく。行政は必要以上には顔を出さない。必要以上に規制することはしない。そういう関係がおそらく望ましいのではないかと感じました。

自分たちの湿地の特徴を生かした管理とまちづくり

西川：湿地を含めた自然、これをどう保護していくのか、保全していくのか、開発していくのか、あるいは活用していくのか。このあたりの意見というのは、多分、機械的に一定の線を描くということではできないのではないかと思います。判断は非常に難しいなど。しかし、結論が出ない中であっても、こういうことは、自分たちの湿地の特徴を生かした管理を行いながら、これをまちづくりに生かしていくということを、可能なところから実行することはできる。こういう点を、私ももう少し真剣に考えてみたい。また、皆さん方のご意見も頂戴いたしたいなと思います。

沖縄の人々の意気の熱さ、ますます重要性を増す市町村会議の役割

菊地：以前から沖縄の皆様の自然に対する思い、意気込みは非常に熱いものがあると聞いていたのですが、今回、初めて沖縄の方々とお会いし、とくにこの会議を準備された那覇市の関係者の皆さん、裏方の皆様とお話をして、意気込みが熱いな、高いなということを感じることができました。それも、このラムサール条約関係市町村会議があったからだと思います。条約湿地が増え、関係市町村も増え、この会議の存在意義はますます重要になってくると思いながら、参加させていただきました。いろいろ工夫をしながら、この会議の良さがますます発揮されるような場にしていきたいものだと感じております。

限界を冷静に認識して、その範囲で可能性を最大限追求する

寺前：今日、説明させていただいたように、観光というのは、マスコミに相通ずるところがあります。ご承知のように、3.11以降、風評被害というものが各地にありました。でも、これに嘆いてはいけません。「風評被得」もあります。「風評被得」「風評被害」、そのいずれにしても刺激とか興味において、他のものよりも勝っています。

鳥の問題でも、私はいつも冬になると鳥インフルエンザという言葉を非常に気にします。片野鴨池にお客様がたくさん来ていただいても、鳥インフルエンザが発生したらどうしようと思うのです。ですが、マスコミが報道してくれると、鳥についての世間の関心は強まります。これは「風評被得」のおかげとも言えます。

ですから、皆さんも「観光」ということを考えるのであれば、こういう点も含めて、「ここは限界があるのだ」ということをいつも頭に入れながら、その上でどこまで可能か、というふうに考えるのがよいのではないかと考える次第です。

最後に、来年の4月に片山津温泉に新しい温泉施設が出来ます。ぜひご来場いただくことをお願いいたします。

一定のルールの下での観光レクリエーションを地域の活性化につなげる

名執：寺前市長から観光レクリエーションと自然保護は相容れないというご発言があって、自分の昔、40年ぐらい前の自分を思い出しました。実は私、大学でついていた先生が観光レクリエーションの専門家でした。観光レクリエーションを使った過疎地域の活性化に取り組んでいた先生で、その手伝いをしていました。いろんなプロジェクトにかかわっているうちに、この地域の自然は一体どうなってしまうのだろうかということが気になって、観

光レクリエーションから離れて、環境省のレンジャーになって自然保護をという道に進みました。

先ほどレンジャーの後輩の堀内さんの発言にもありましたが、実際、レンジャーになって地元に入っていくと、保護ばかり言っているけれども地元の人たちにはついてきていただけないというような現場での体験。それから、このラムサール条約との出会いなんかもあって、私自身は観光レクリエーションと自然保護というのは、対立概念でいてはいけないのではないかと思っている次第です。

私の基調提案の結びでも申し上げましたけれども、ぜひ湿地と観光とレクリエーションがテーマになっている、来年の機会をとらえて、地元の自然とか文化を改めて見直していただき、一定のルールの中での観光レクリエーションを進めて、地域の活性化につなげていただけたらと思います。

8) コーディネーターまとめ

笹川：ありがとうございました。「湿地のツーリズムで自然と人々と地域の元気回復」というテーマについて、今後深めていく、そのきっかけとなる議論が、今日はできたのではないかと思います。

まず、このテーマは、ラムサール条約湿地に関連する自治体にとって、かなり重要で、関心が高いものなのということが、今日確認できたのではないのでしょうか。

そして、これをめぐって、いろんな議論がありました。観光と湿地保全はそう簡単には相容れないのではないか。それを「ワイズユース」の概念を用いて、一致するように努力していこうということも、多くの人から話されました。

そのさい、それぞれの地域の文化伝統を踏まえ、湿地の生態系サービスの文化的側面を生かしたやり方で接点をつくり出すことが、湿地保全・再生にとっても地域活性化にとっても重要だということも、多くの事例の紹介に基づいて語られました。

ただ、担い手の育成という点で、子どもと大人との共同の取り組みとともに、若者たち大人たちの積極的参画が、大きな課題だということも語られました。

さらに、この市町村会議の役割の大切さ、市町村長さんが積極的に関わって「住民の福祉の増進」のための総合的で効率的な行政の一環として、湿地の保全・再生とワイズユース、CEPA についての総合的取り組みを行うことが大事だという点も、ある程度明確になったかと思います。同時に、市町村長さんのイニシアチブの下、「司、司で」、担当部局がそれぞれの役割分担のところから、創意工夫のある取り組みを進めることの大切さも、縄文博物館の例などを通して理解したかと思います。

最後に、市町村会議と NGO や国との協力の大切さも、たくさん語られたと思います。

今日のシンポジウムを機会に、地元の方々や全国からお集まりの方々、関係市町村会議の内部で、また市町村と国、NGO との協力によって、情報交換、意見交換、相互訪問、相互協力活動が進んでいけば、今日のシンポジウムはとても意味があったということになると思います。長時間ありがとうございました。(拍手)

4. 閉会行事

宮平：笹川先生、演者の皆様、ありがとうございました。以上をもちまして、本日のシンポジウムを終了いたします。閉会のあいさつを漫湖水鳥湿地センター管理運営協議会会長、宜保晴毅豊見城市長より申し上げます。宜保市長、よろしく願いいたします。

閉会挨拶

漫湖水鳥湿地センター管理運営協議会会長・豊見城市長 宜保晴毅

皆さん、こんにちは。ただいまご紹介いただきました、豊見城市長の宜保晴毅です。漫湖水鳥湿地センターの管理運営協議会の会長として閉会のあいさつを述べさせていただきます。

あいさつの前に、今日、皆さんとともに学んだことですが、環境保全、自然保護の観点からの漫湖、そして観光資源開発としての漫湖は、そう簡単には相容れないという話がありました。その話を受けて、じゃあ、どうしてそういう漫湖がクローズアップされたのか、というと、やはりラムサール条約の指定を受けて、この相容れない2つがクローズアップされたのだと思いました。そこから、ラムサール条約が提唱しているワイズユースという観点から、今後、行政として、市のトップとして、どうしていかないといけないのか、そういう点で、今日は大変勉強になりました。

そして、今、漫湖を見て、ワイズユースとして何があるのかと考えたときに、先ほど柴田さんからもお話のあった、子どもたちがエコクラブを結成して、さまざまな遊びや学びの活動、エコ活動をしている。そのことが、大人や地域の人に、どんどん普及していくのだろうと、思っています。

今日、笹川先生、豊見城のウージ染めを着ていますが、先日お会いしたときに、環境保全、環境の自然保護の啓発が最終的に完結するためには、そこにいる生きもの、魚やウナギなどを捕って食することだという話がありました。そのためには、水もきれいにしなければならない。そこで今、豊見城市には漫湖の上流である「饒波川をきれいにする会」という NPO 法人がありますので、そこをお願いをして、ぜひ次年度には饒波川で捕れるテラピアやコイ、ウナギなどを捕って試食してみたいなと思っています。

それでは、ごあいさつを述べさせていただきます。

本日はお忙しいところ、多くの皆様にご参加いただき、おかげさまで大変有意義なシンポジウムを行うことができました。これもひとえにコーディネーターをお引き受けいただきました笹川孝一教授はじめ、基調提案をいただきました名執様、寺前市長、事例報告を行っていただきました菊地様、西川市長、中村様、そして、ご参加いただきました市民の皆様のご協力のたまものであると厚く御礼申し上げます。それから、今回のシンポジウム開催準備にご尽力くださいました、ラムサール条約登録湿地関係市町村会議会長の翁長雄

志那覇市長、日本国際湿地保全連合をはじめ関係各位に心より感謝申し上げます。

ラムサール条約が締結されて 40 周年の節目の年に、このように関係市町村が集結し、互いに情報の共有や発信ができますことは、意義深いものであります。本日、皆様の取り組みやご意見を拝聴いたしまして、深い感銘を受け、また、大変貴重な時間を過ごすことができたと感じているところでございます。

記念シンポジウム開催に先立ち、豊見城市においても PR の一環として、広報誌『広報とみぐすく』10月号の表紙に漫湖と子どもたちの写真を掲載いたしました。また、明日はその漫湖を見渡せる漫湖水鳥湿地センターにおきまして、ラムサール条約 40 周年記念ワークショップが開催されますが、ご参加の皆様には、ぜひ那覇市と豊見城市が有する水鳥の楽園、漫湖をご覧いただきたいと存じます。

結びになりますが、本日のシンポジウムが登録湿地関係市町村の連携をさらに深め、それぞれの貴重な地域資源としての利用につながることをご期待いたしますとともに、ご参加の皆様のますますのご活躍とご多幸を祈念申し上げ、閉会のあいさついたします。平成 23 年 10 月 17 日、豊見城市長、宜保晴毅。

本日は誠にありがとうございました。(拍手)

官平：宜保市長、ありがとうございました。以上をもちまして、本日の全日程が終了しました。ご参加ありがとうございました。

(以上)

**湿地のツーリズムで
人と自然と地域の元気回復をめざす**
～ラムサール条約第11回締約国会議を前に～

ラムサール条約登録湿地関係市町村会議
第3回学習・交流事業の記録

2012年3月

発行：ラムサール条約登録湿地関係市町村会議

会長市：沖縄県那覇市

〒900-0004 沖縄県那覇市銘苅 2-3-1

TEL：098-951-3229 FAX：098-951-3230

編集：日本国際湿地保全連合

〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町 3-7-3 NCC 人形町ビル 6F

TEL：03-5614-2150 FAX：03-6806-4187

